

宮崎県人権教育基本資料

－幼（保）、小、中、高、特別支援学校－

< 抜粋 >

自分の大切さとともに
他の人の大切さを認めることができる
幼児児童生徒を育てるために



宮崎県「いのちを大切にする教育」

宮崎県教育委員会

はじめに

社会情勢や国民の意識の急激な変化に伴い、いじめ、不登校、児童虐待、SNSをはじめとするインターネットによる誹謗中傷など、人権問題は深刻かつ複雑な状況が見られるとともに、新たな人権問題への対応も必要となってきています。人権教育を進める上で大切なことは、知識の習得だけではなく、日常生活の中で人権問題を直感的に捉え、人権への配慮が態度や行動に現れる人権感覚を育て、人権尊重の精神を養うことであります。そのような人権感覚は、幼児児童生徒が学習に主体的に取り組むことを通して培われ、また、自他を尊重する学習環境の中で身に付いていくものです。

宮崎県では、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指して、令和4年3月に「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。この条例の前文には、現実には、「同和問題をはじめ、様々な人権問題等が存在しており、インターネットによる人権侵害等、社会情勢の変化に伴い新たに取り組むべき人権問題も生じている」とあります。また、同年12月には、「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂され、この中で、生徒指導の実践上の視点の一つとして、安全・安心な風土の醸成が挙げられています。「児童生徒一人一人がお互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切」と述べられています。

令和5年4月には、子どもが差別されない、子どもの意見が尊重されるなどの権利を謳った「こども基本法」の施行、また、同年6月には、多様な性について理解を深めるための「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されるなど、今後もさらに、あらゆる人権に配慮していくことが必要になっています。県教育委員会においても、同年6月に策定した「宮崎県教育振興基本計画」の中で、基本目標1に「多様性を認め合い、一人一人を大切にできる教育の推進」を設定し、さらに施策1において「いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進」を掲げ、人権教育に取り組んでいます。

さらに、令和6年3月には、宮崎県人権尊重の社会づくり条例に基づき、現在の人権問題に的確に対応し、本県の人権施策を総合的に推進するため、「宮崎県人権施策基本方針」を策定するとともに、「宮崎県人権教育基本方針」を改定しています。

本資料を積極的に活用していただき、全教職員が自分自身の人権感覚を磨くとともに、各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた人権教育の取組の充実や指導力等の向上に役立てていただきますようお願いいたします。

令和6(2024)年10月

宮崎県教育委員会

目 次

宮崎県人権教育基本方針	1
I 本県の人権教育の基本的な考え方	
1 人権教育の国内外における潮流	2
2 人権教育の現状と課題	3
3 これからの人権教育	3
(1) 自己理解を深め、自尊感情を育てる	3
(2) 他者理解を深め、違いを個性として認める気持ちを育てる	4
4 人権教育の基本認識	4
(1) 人権について	4
(2) 人権教育について	4
(3) 人権感覚について	5
(4) 人権尊重の理念及び人権教育の目標について	5
(5) 人権教育の内容について	5
(6) 全教育活動を通して行う人権教育	11
(7) 人権教育の全体構想（小学校例）	12
II 人権教育の基本構想	
1 学校（園）における人権教育の目標	13
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等	13
(2) 小学校	13
(3) 中学校	14
(4) 高等学校	15
(5) 特別支援学校	15
2 校種間の連携及び家庭・地域社会との連携	16
(1) 校種間の連携	16
(2) 学校（園）と家庭との連携	16
(3) 学校（園）と地域社会との連携	17
(4) 中学校区を単位とした人権教育の取組	17
3 指導計画の作成	19
(1) 人権教育の全体構想	19
(2) 人権教育の年間指導計画	19
(3) 人権教育と教科等との関わり	19
(4) 教育の中立性の確保	23
(5) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮	23
4 学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営等の配慮事項	24
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等	24
(2) 小学校	25
(3) 中学校	27
(4) 高等学校	29
(5) 特別支援学校	31

5	学校（園）における推進体制の確立と教職員の研修	32
	（1）推進体制の確立	32
	（2）人権教育担当者の役割	32
	（3）教職員の研修	32

III 学習方法

1	様々な学習方法と指導の工夫	34
2	学習教材の選定・開発の留意点	35
3	参加体験型学習（ワークショップ）	35
	（1）基本的な学習の進め方	35
	（2）いろいろな手法	36
4	コミュニケーション能力を高める学習	38
	（1）自分の思いや考えを伝える力を身に付ける学習	38
	（2）聞く力を高めるための学習	40

IV 各人権問題に対する取組

1	女性	41
2	子ども	44
3	高齢者	47
4	障がいのある人	49
5	同和問題（部落差別）	52
6	外国人	56
7	HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等	58
8	犯罪被害者等	62
9	インターネットを利用した人権侵害	64
10	多様な性	66
11	刑を終えて出所した人	68
12	北朝鮮当局による拉致問題等	70
13	働く人	72
14	その他の問題	74

V 人権教育の評価

1	推進体制の評価	75
2	指導内容の評価	77
3	配慮事項の評価	79
4	望ましい人間関係を育むための評価	82
	（1）幼児児童生徒の自己評価（例）	82
	（2）教職員の自己評価（例）	87
	（3）保護者の自己評価（例）	88
	（4）人権を尊重する地域づくりのための評価（例）	89

宮崎県人権教育基本方針

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言はうたっています。すべての人はいかなる事由による差別も受けることなく、生命、自由及び身体の安全を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を有しています。

本県においては、これまで宮崎県同和教育基本方針等に基づいて、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった人間の育成を目指し、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題の解決に努めてきました。

しかし、今なお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な人権問題が存在しています。さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権問題も発生しています。

そのため、宮崎県教育委員会では、これまでの取組の成果や課題、「宮崎県人権施策基本方針」の趣旨などを踏まえ、次のように人権教育を推進し、県民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

- 1 学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が相互に連携を図り、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。
- 2 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- 3 家庭教育に関しては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、社会的ルールへの尊重、善悪の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行うとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。
- 4 人権教育を積極的に推進するため、人権及び同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意志と実践力とをもった指導者の養成や研修の充実に努めます。

本方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町村教育委員会及び関係諸機関との連携を図りながら、広く県民の理解と協力を得て推進します。

I 本県の人権教育の基本的な考え方

1 人権教育の国内外における潮流

20世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学び、貴重な教訓を得ました。それは、人権の尊重こそが平和の礎であるということです。この教訓を形あるものとするために、国際連合（以下「国連」という。）は、昭和23（1948）年に世界人権宣言を採択し、あらゆる人々の人権を守ることを全世界に求めました。その後、国連は世界人権宣言を基に、国際人権規約をはじめとする人権に関する諸条約を作成し、採択しました。世界人権宣言の採択から半世紀以上を経た現在、多くの国がそれらを批准するに至っています。しかし、依然として世界各地で地域紛争やテロなどが多発し、多くの犠牲者を出しています。また、様々な理由による差別も後を絶ちません。

このような状況の下で、国連で採択され、各国が署名し、あるいは批准した人権に関する宣言や諸条約などを実効あるものとするために、国連は、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決めました。そして、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、様々な取組を行ってきました。

日本政府は、このような世界の動向を踏まえ、また、国内の声を受け止めて、平成9（1997）年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を発表しました。その中で、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。」と述べています。

また、平成12（2000）年に、人権教育・啓発のより一層の推進を図るために、「人権教育及び人権啓発に関する法律」を制定し、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23（2011）年4月に一部変更し、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられる。）を策定しています。

このような流れを受けて、宮崎県においては、平成11（1999）年に「人権教育のための国連10年」宮崎県行動計画を策定しました。そして、この計画に基づき、人権という普遍的文化（人権文化）の創造を目指し、一人一人が有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。

平成12（2000）年の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行等や宮崎県行動計画が目標年次を平成16（2004）年までとしてきたことを踏まえて、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を平成17（2005）年1月に策定しました（平成26年改定）。また、宮崎県教育委員会においては、同年4月に「宮崎県人権教育基本方針」を策定しました。

令和4（2022）年3月に「宮崎県人権が尊重される社会づくり条例」が施行されたことを受け、令和6（2024）年3月に「宮崎県人権施策基本方針」を策定しました。これに伴い、同年3月に、「宮崎県人権施策基本方針」を策定し、同年3月に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を廃止しました。このことから現行の「宮崎県人権教育基本方針」の所要の改定を行いました。

なお、国連総会においては、「人権教育のための国連10年」の取組を継承する「人権教育のための世界計画」が平成16（2004）年に採択され、平成17（2005）年から実施されています。

2 人権教育の現状と課題

我が国においては、これまで学校（園）・家庭・地域社会のあらゆる場において人権に関する施策や教育が推進され、人権を尊重する社会を実現するうえで一定の成果を上げることができました。

しかしながら、幼児児童生徒を取り巻く社会には、様々な人権問題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理で因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化などの傾向が挙げられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども幼児児童生徒の人権に関わる問題を複雑化させる要因となっています。

さらに、自分自身に自信と誇りをもつことができなかつたり、他者を受け入れられず望ましい人間関係を十分に築くことができなかつたりする幼児児童生徒が増えてきています。

こうした現状を踏まえ、これからの人権教育においては、全ての幼児児童生徒に自他の人権を尊重しようとする主体的な態度や行動力を育むことを目指すとともに、自己理解や他者理解を深めさせ、違いを個性として受け止めることのできる感覚を養うことが求められています。

そのために、「望ましい人間関係の醸成を図る常時指導」、「人間尊重につながる関連的指導」、「人権・同和問題に関する具体的指導」の三つの指導を基本として、人間尊重の教育を進めてきた本県の同和教育を、国内外の潮流を踏まえ、人権教育として発展的に再構築していかなければなりません。そして、方法論や推進体制等の面で新しい試みを積極的に取り入れる必要があります。

3 これからの人権教育

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14（2002）年3月閣議決定）では、「学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。」と述べられています。つまり、これからの人権教育は、幼児児童生徒一人一人が、21世紀の社会を主体的に生きていくために必要な人権に関する資質や能力の育成を目指して行わなければなりません。

そのために、特に、次の二つの観点から取り組むことが求められます。

（1）自己理解を深め、自尊感情を育てる

自尊感情とは、「自分のことが好き」と思う気持ちのことです。自分自身をしっかり見つめて自分の良さや弱さなどに気づき、自己理解を深めることで、自分を大切に思い、自分を好きになり、自分に自信をもつことができるようになることです。

人は、自分を好きになることによって、前向きに生活しようとする意欲が生まれ、周りの人を大切に思うこともできるようになります。つまり、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになるのです。このことは、ひいては主体的に差別を解消しようとする態度や行動にもつながります。

また、このように、自己理解を十分に深めさせ、自尊感情を高めることは、幼児児童生徒の自己確立や自己表現を図るための基盤をつくることとなります。

(2) 他者理解を深め、違いを個性として認める気持ちを育てる

人は、それぞれ違った個性や特徴をもっています。しかし、私たちの周りでは、「みんな一緒」「みんな同じ」であることを平等と捉える傾向があり、そのことがときには、「みんなと同じではない」ということから、「異質」として排除することにつながる場合があります。このような考え方は、一つの社会秩序や価値観となり、「異質」と見なされた人々に対する偏見や差別を生み、その人々の自己表現を阻んでいる場合も多く見られます。

国際社会の中で21世紀を生きていく幼児児童生徒には、多様な文化や価値観をもった人々との共生を求められています。そのためには、他の人の立場に立って考えることができる想像力や共感的に理解する力を培うとともに、一人一人の違いを個性と捉えることのできる寛容な精神を養う必要があります。そして、互いの存在を尊重し、人権を大切にする生き方を生活の中で具体的に展開することのできる力を身に付けさせなければなりません。

このように、多様性を認め、他者理解を深めるようにすることが、人間としての尊厳を尊重することができる幼児児童生徒を育成していくことにつながるのです。

4 人権教育の基本認識

(1) 人権について

人権については、様々な捉え方がなされていますが、平成11(1999)年の人権擁護推進審議会答申においては、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義しています。また、人権教育・啓発に関する基本計画では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明しています。

人権の内容には、生命、自由及び身体の安全、法の下での平等などに関わる権利があります。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利なども含まれています。

このような個々の権利は、それぞれが固有の意義をもつと同時に、不可分なものであり、かつ、相互に補完する関係にあります。すなわち、これらの諸権利は、全体で一つの枠組みとしての人権を構成しています。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。全ての人々は、他の人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負います。特に、生命の大切さや他の人の生命を奪うことがあってはならないことについては、幼いうちから繰り返し教育していく必要があります。

(2) 人権教育について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう(中略)行わなければならない。」(同法第3条)とされています。また、国連総会で取り組むことが決議された「人権教育のための世界計画」では、「人権教育とは、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、

教育、研修及び情報に関する取組」(第3フェーズ)であると定義しています。

人権教育をこのように捉えると、その目的を達成するためには、

第一に、人権尊重に関する正しい知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化すること。

第二に、自他の生命を大切に考えたり、差別を許さない気持ちを強めたり、自他の違いを受け入れて共に生きようとしたりする望ましい価値観を育てること。

第三に、自他を尊重し、互いの要求を共に満たすことができるような、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付けること。

以上の三つの内容から、幼児児童生徒の資質や能力を育てなければなりません。

(3) 人権感覚について

人権感覚とは、「人権問題を直感的に捉える感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚」のことです。

幼児児童生徒が人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校(園)生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感できるようにすることが肝要です。

そのために、その教育の場である学校(園)・学級自体に、人権尊重の精神がみなぎっていることが求められます。

(4) 人権尊重の理念及び人権教育の目標について

人権尊重の理念は、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを通して、共に生きる社会の実現を目指すこと」です。そして、そのことを単に理解するにとどまることなく、一人一人の幼児児童生徒がその発達段階に応じて様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現すことができるようになること、つまり、人権教育の目標は「幼児児童生徒に人権感覚を身に付けさせること」です。

したがって、各学校(園)において人権教育に取り組むに当たっては、人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にすることともに、教職員(保育士を含む。以下同じ。)がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが求められます。

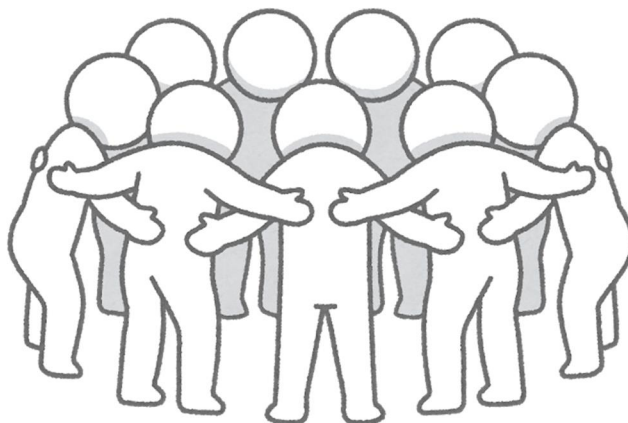
(5) 人権教育の内容について

これからの人権教育は、全ての人にとって効果的で自分自身を深く見つめることができるとともに、その内容は様々な人権問題と自分とのつながりが見えてくるものでなければなりません。

そのためには、人権尊重に関する正しい知識を習得させ、人権尊重に関する望ましい価値観を育てるとともに、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付けさせることのできるように内容を構成していく必要があります。

その内容の中で、特に、人権教育において、幼児児童生徒に育成する主な資質や能力についてまとめると、次のようになります。

人権尊重に関する正しい知識	人権尊重に関する望ましい価値観	よりよい人間関係をつくるための技能
① 人権に関わる概念 ② 生命尊重 ③ 自己理解・自尊感情 ④ 他者理解 ⑤ 人間関係の在り方 ⑥ 社会参加 ⑦ 同和問題をはじめとする 様々な人権問題 ⑧ 人権に関する歴史や条例・ 法令等	① 生命あるもの全てが、かけ がえのないものであること を認識し、生命を尊ぶ心をも とうとする。 ② あらゆる偏見や差別を許 さず、なくしていこうとす る。 ③ 自他の違いを認め、尊重 し、共に生きていく社会の実 現を目指そうとする。	① 伝え合い分かり合うため のコミュニケーション能力 ② 自他の人間関係を調整す る能力 ③ 自他の要求を共に満たせ る解決方法を見出し、それ を実現させる能力



人権尊重に関する正しい知識

知識	幼稚園・保育所等	小学校		
		低学年	中学年	高学年
① 人権に関わる概念	自分も周りの人もかけがえのない大切な存在であることを知る。	自分も周りの人もかけがえのない大切な存在であることを知る。	全ての人が幸せに生き、人として大切にされなければならないことを知る。	全ての人が幸せに生き、人として大切にされなければならないことを理解する。 ----- 全ての人が生まれながらにもっている基本的人権について理解する。
② 生命尊重	動植物との触れ合いや関わりを通して、生命がかけがえのないものであることに気付く。	自他の生命はかけがえのないものであることを知る。	自他の生命はかけがえのないものであることを知る。	自他の生命はかけがえのないものであることを理解する。
③ 自己理解・自尊感情	自分の良さに気付く。 ----- 家族や身近な人から大切にされている自分に気付く。	自分の良さに気付く。 ----- 家族や身近な人から大切にされている自分に気付く。	自分の良さや可能性に気付く。 ----- 家族や身近な人から大切にされている自分に気付く。	自分の可能性や能力・適性に気付く。 ----- 家族や身近な人々から大切にされている自分に気付く。
④ 他者理解	友達や身近な人の良さに気付く。 ----- 自分と友達との違いに気付く。	友達や身近な人の良さに気付く。 ----- 自分との友達との違いに気付く。	友達や身近な人の良さに気付き、助け合うことの大切さを知る。 ----- 様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気付く。	友達や身近な人の良さに気付き、協力し助け合うことの大切さを知る。 ----- 様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことを理解する。
⑤ 人間関係の在り方	自分の思いや考えを伝えることの大切さに気付く。 ----- 約束やきまりを守ることの大切さが分かる。	自分の思いや考えを、相手に分かるように伝えることの大切さに気付く。 ----- 約束やきまりを守ることの大切さが分かる。	自分の思いや考えを、相手を尊重して伝えることの大切さに気付く。 ----- 約束やきまりを守ることの大切さを理解する。	自分の思いや考えを、相手を尊重して伝えることの大切さについて理解する。 ----- 社会生活上のきまりやマナーを守ることの大切さを理解する。
⑥ 社会参加	自分がやらなければならないことをやり遂げることの大切さに気付く。	自分がやらなければならないことをやり遂げることの大切さが分かる。	身近な集団の中で自分の役割を果たすことの大切さを知る。	集団の一員としての自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たすことの大切さを知る。
⑦ 同和問題をはじめとする様々な人権問題	相手が嫌な気持ちになる言葉や態度があることに気付く。	相手を傷付ける言葉や態度があることに気付く。 ----- 自分たちの身の回りにおける差別に気付く。 ----- 障がいのある人や外国人、高齢者等に関する人権問題があることが分かる。	相手を傷付ける言葉や態度など、人を差別することが許されないことに気付く。 ----- 自分たちの身の回りにおける差別について知る。 ----- 障がいのある人や外国人、高齢者等に関する人権問題があることが分かる。	いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることを知る。 ----- 身近な生活の中の偏見や差別の不合理性を知り、一人一人が尊重される社会の実現を目指すことの大切さを知る。 ----- 同和問題をはじめとする様々な人権問題があることを知る。
⑧ 人権に関する歴史や条約・法令等				人権に関するきまりについて知る。

中学校	高等学校	特別支援学校 ※幼(保)・小・中・高の内容に準ずるが、特に以下の事項を重点とする。
<p>人それぞれに違った願いや生き方があることと、誰もが大切にされなければならない存在であることを知る。</p> <p>自由・権利と責任・義務の関係や日本国憲法における基本的人権について理解する。</p>	<p>人それぞれに違った願いや生き方があることと、誰もが大切にされなければならない存在であることを理解する。</p> <p>自由・権利と責任・義務の関係や日本国憲法における基本的人権について理解する。</p> <p>人権擁護が、国際社会の共通課題であることを理解する。</p>	<p>自分も周りの人もかけがえのない大切な存在であることを知る。</p>
<p>自他の生命はかけがえのない、尊いものであることを理解する。</p>	<p>人間の生命は、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し、生かされていることを知る。</p>	<p>自他の生命はかけがえのないものであることを知る。</p>
<p>自分の可能性や能力・適性を理解する。</p> <p>身近な人々から大切にされ、認められている自分の存在を自覚する。</p>	<p>自己の興味や関心の動向を知り、個性や適性を多面的に理解する。</p> <p>自らも社会の一員であることを自覚し、価値ある大切な存在であることを理解する。</p>	<p>自分の障がいの特性を知る。</p> <p>家族や身近な人から大切にされ、認められている自分に気付く。</p>
<p>身近な人の良さを理解し、相手を尊重することの大切さを知る。</p> <p>それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解する。</p>	<p>他者の良さを理解し、尊重することの大切さを知る。</p> <p>異なる価値観や習慣、文化をもった人々と共に生きていくことの大切さを理解する。</p>	<p>友達や身近な人の良さに気付く。</p> <p>様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気付く。</p>
<p>自分も相手も尊重した表現の大切さを知る。</p> <p>社会生活上のきまりやマナーに基づいた言動の大切さを理解する。</p>	<p>様々な人間関係を調整していくための、時と場に応じた表現の大切さについて理解する。</p> <p>社会生活上のルールやモラルに基づいた言動の大切さについて理解する。</p>	<p>自分の思いや考えを相手に分かるように伝えることの大切さに気付く。</p> <p>約束やきまりを守ることの大切さを理解する。</p>
<p>集団や社会の構成員として、自分の役割を自覚し、自分の責任を果たすことの大切さを理解する。</p>	<p>集団の中における自分の役割を自覚し、社会生活を営む上での自己責任について理解する。</p>	<p>身近な集団における自分の立場や役割に気付く、互いに協力することの大切さを知る。</p>
<p>いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることを理解する。</p> <p>社会の偏見や差別の不合理性を理解し、一人一人の人権が保障される社会の実現を目指すことの大切さを知る。</p> <p>同和問題をはじめとする様々な人権問題について理解する。</p>	<p>いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることを理解する。</p> <p>社会の偏見や差別の不合理性を理解し、一人一人の人権が保障される社会の実現を目指すことの大切さを知る。</p> <p>同和問題をはじめとする様々な人権問題は、解決しなければならない重大な人権問題であることを理解する。</p>	<p>障がいに対する偏見や差別の不合理性に気付く、それを解決することの重要性を知る。</p>
<p>国内外の人権に関する主な宣言や条約・法令等について知る。</p> <p>人権確立の歴史的経緯について理解する。</p>	<p>国内外の人権に関する主な宣言や条約・法令等について理解する。</p> <p>人権確立の歴史的経緯について理解する。</p>	

人権尊重に関する望ましい価値観

価値観	幼稚園・保育所等	小学校		
		低学年	中学年	高学年
① 生命あるものの全てがかげがえのないものであることを認識し、生命を尊ぶ心をもとうとする。	生命あるものを大切に にする。	生命の尊さを感じ取り、 生命を大切に する。	生命の尊さを感じ取り、 生命あるものを大切に する。	生命の尊さを感じ取り、 自他の生命を尊重する。
② あらゆる偏見や差別を許さず、なくしていこうとする。	相手が嫌な気持ちになる言動に気付き、正そうとする。	人を傷付ける言動に気付き、正そうとする。	人を傷付ける差別的な言動に気付き、正そうとする。	誰に対しても偏見をもったり、差別をしたりすることなく、公正、公平に接し、正義の実現に努める。
③ 自他の違いを認め、尊重し、共に生きていく社会の実現を目指そうとする。	友達の良さに気付き、互いに協力しようとする。	違いを認め、友達と協力しようとする。	違いを認め、個性を尊重し、友達と協力しようとする。	個性を認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共に生きる社会をつくっていこうとする。
	自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。	家族や身近な人との関わりに関心をもち、協力して生活しようとする。	地域社会に対する誇りと愛情をもち、共に生きていこうとする。	我が国の文化や伝統に誇りをもち、全ての人々と共に生きていこうとする。

よりよい人間関係をつくるための技能

価値観	幼稚園・保育所等	小学校		
		低学年	中学年	高学年
① 伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力	相手の話を注意して聞くことができる。	相手の気持ちを考えながら話を聞くことができる。	相手の気持ちを受け止めながら、話を聞くことができる。	相手の立場になって話を聞くことができる。
	自分も相手も大切に した自己表現ができる。	自分も相手も大切に した自己表現ができる。	自分も相手も大切に した自己表現ができる。	自分も相手も大切に した自己表現ができる。
② 自他の人間関係を調整する能力	自分の言動を振り返ることができる。	自分の言動を振り返ることができる。	自分の言動を振り返ることができる。	自分の言動を振り返ることができる。
	友達の良さに気付くことができる。	相手の良さに気付くとともに、その人の立場に立って考えることができる。	相手の良さに気付くとともに、その人の立場に立って考えることができる。	相手の良さが分かるとともに、その人の立場に立って考えることができる。
	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。
③ 自他の要求を共に満たせる解決方法を見出し、それを実現させる能力	良いことや悪いことがあることに気付き、良いと思うことを進んで行うことができる。	良いことと悪いことの区別をし、良いと思うことを進んで行うことができる。	正しいと思うことを、勇気をもって行うことができる。	いじめや差別をなくしていくことができる。

中学校	高等学校	特別支援学校 ※幼（保）・小・中・高の内容に準ずるが、特に以下の事項を重点とする。
生命に対する畏敬の念をもち、自他の生命を尊重する。	生命に対する畏敬の念をもち、自他の生命を尊重する。	自他の身体や生命を大切にしようとする。
正義を重んじ、誰に対しても公正、公平に接し、偏見や差別のない社会の実現に努める。	正義を重んじ、誰に対しても公正、公平に接し、偏見や差別のない社会の実現に努める。	人を傷付ける差別的な言動に気付き、正そうとする。
違いを認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共に生きる社会をつくっていかうとする。	多様性や価値観の違いを認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共生社会をつくっていかうとする。	自他の良さを認め、互いに協力し合って差別のない共に生きる社会をつくっていかうとする。
我が国の文化や伝統に誇りをもち、全ての人々と共に生きていかうとする。	自国の伝統文化の継承と新しい文化の創造に努めるとともに、世界の人々と共に生きていかうとする。	様々な人々や社会の関わりをもちながら、共に生きていかうとする。

中学校	高等学校	特別支援学校 ※幼（保）・小・中・高の内容に準ずるが、特に以下の事項を重点とする。
相手の立場や考えを尊重しながら話を聞くことができる。	相手の立場や考えを尊重しながら共感的な態度で話を聞くことができる。	自分の能力に応じて補助具や自助具を適切に活用しながら、思いや考えを相手に伝えることができる。
自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	
自分の言動を振り返ることができる。	自分の言動について客観的に分析し、判断することができる。	自分の言動を振り返ることができる。
他者の良さを認め、その人の立場に立って考えることができる。	他者の良さを認め、その人の立場に立って考えることができる。	相手の良さに気付くとともに、その人の立場に立って考えることができる。
それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。
偏見や差別を見抜き、身近な人権に関する問題を解決することができる。	社会に見られる偏見や差別を見抜き、身近な人権問題を解決することができる。	正しいと思うことを、勇気をもって行うことができる。

(6) 全教育活動を通して行う人権教育

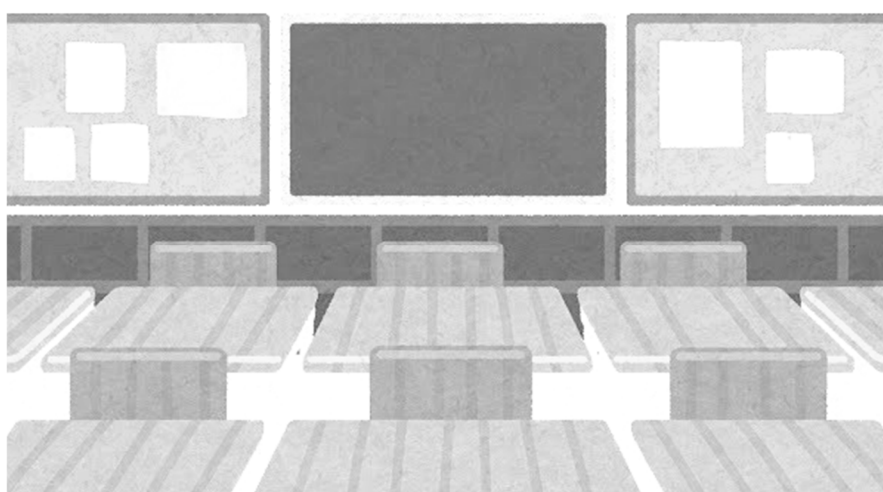
人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動です。

指導に当たっては、学校(園)の教育目標の達成を目指しながら、幼児児童生徒の発達段階や学校(園)・家庭・地域の実態に十分配慮し、全教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にする教育を推進することが必要です。

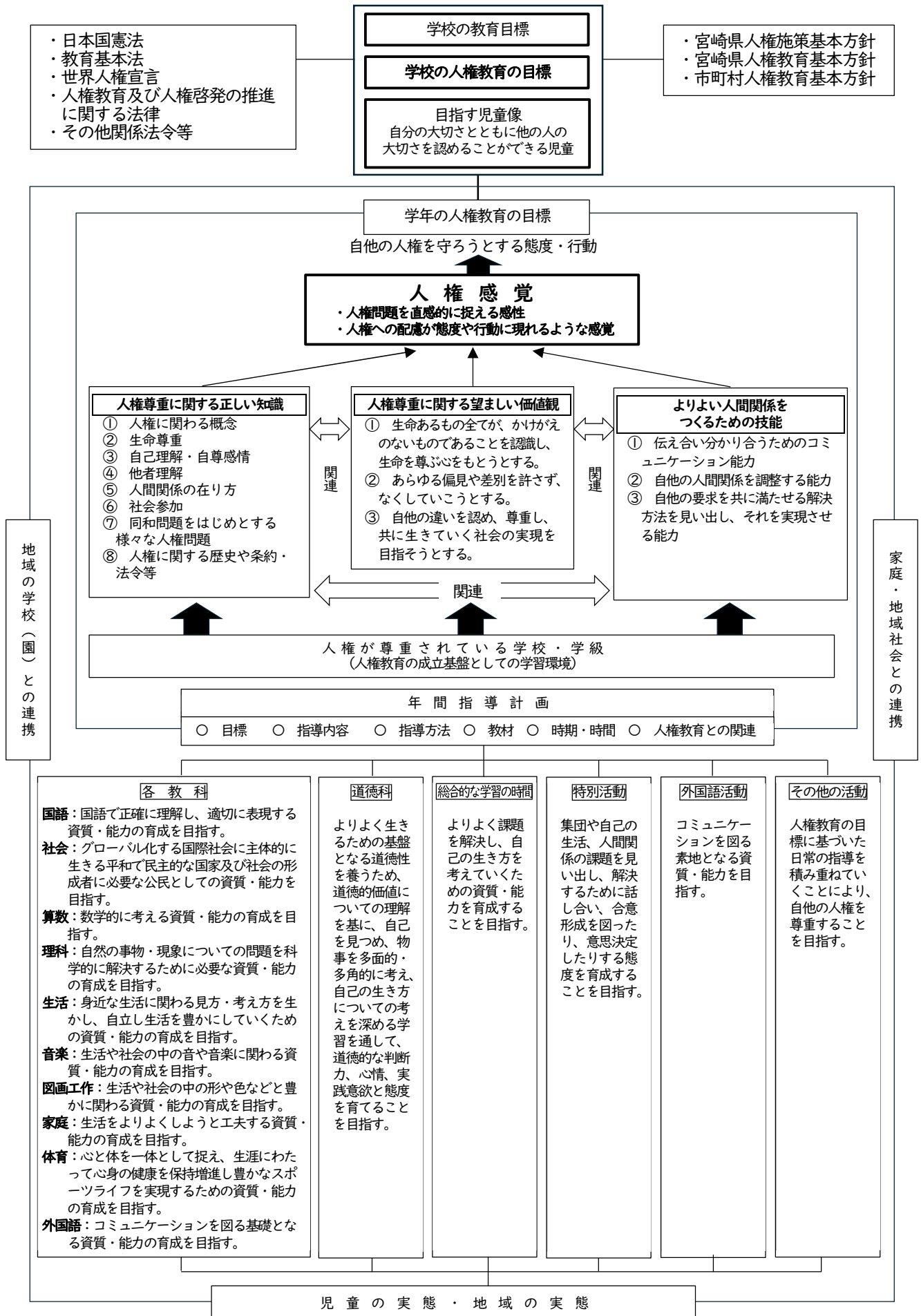
すなわち、各教科、道徳科、外国語活動・外国語科(小学校)、特別活動、総合的な学習(探究)の時間、(幼稚園は各領域、保育所は内容構成)のそれぞれの特質を十分踏まえて適切な指導を行うとともに、その他の教育活動においても、人権尊重の観点から日常的な指導を積み重ねていかなければなりません。

また、人権教育の一層の推進を図るため、人権問題の本質や教育の果たす役割等について認識を深める教職員の研修をより充実させるとともに、人権教育の全体構想の下に、各教科、道徳科、外国語活動・外国語科、特別活動及び総合的な学習(探究)の時間(幼稚園は各領域、保育所は内容構成)の指導(保育)計画を整備して、計画的に展開することが必要です。

なお、いじめや暴力をはじめ、他の人を傷付けるような問題が発生したときには、これらの行為を看過することなく、学校(園)全体として適切かつ毅然とした指導を早急に行い、正義が貫かれるような学校(園)学級とするように努めなければなりません。また、このような学校(園)・学級にするためには、教職員だけでなく、幼児児童生徒自身も自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境づくりに主体的に取り組むことが求められます。



(7) 人権教育の全体構想 (小学校例)



II 人権教育の基本構想

I 学校（園）における人権教育の目標

学校（園）においては、人権尊重の理念及び人権教育の目標についての考え方を基本として、幼児児童生徒や学校（園）の実態等に応じて、人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し、主体的な取組を進めることが求められます。

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、この時期に人権尊重の精神が感性として育まれるように努める必要があります。

目 標		
身近な人々や自然との関わりを通して、生命の大切さや他の人の違いや良さに気付くとともに、自他を大切にし、互いに協力していこうとする実践力を身に付ける。		
知 識	価 値 観	技 能
家族や身近な人との関わりの中で、自分と友達との違いや互いの良さに気付く。	相手が嫌な気持ちになる言動を正そうとするとともに、互いに協力して生活しようとする。	相手を大切にしながら自分の思いを表現することができるとともに、良いと思うことを進んで行うことができる。

(2) 小学校

児童期は、知的な面でも、心の面でも、身体的な面でも発育・発達が著しい時期です。

低学年は、学校での規則的な生活や友人関係などを通して、自分の思いどおりにならないことに気付き、次第に自己中心的な考えや言動が減少していく時期です。

「徒党時代」と言われる中学年の時期は、それまでの流動的であった友人関係に固定化が見られ、常に行動を共にする仲間ができてきます。自分の仲間集団と他の仲間集団との区別がはっきりしてくるので、仲間との行動を通して、自分が仲間からどのように評価されているのかを気にするようになり、自分への認識が深まる時期でもあります。

高学年の時期は、男女間の閉鎖的な仲間関係から脱却して、学級全体としての仲間意識をもつようになり、集団の一員としての所属感や役割意識を自覚するようになります。

このような時期を捉えて、様々な人々と関わりをもたせたり、集団活動に積極的に取り組ませたりすることにより、自他の人権を大切にしようとする実践力を育てることが必要です。



目 標			
全ての人が幸せに生きるために、生命を大切にすることを理解し、自他の良さや違いを認め合いながら、共に生きていこうとする態度や人権を大切にしようとする実践力を身に付ける。			
	知 識	価 値 観	技 能
低 学 年	家族や身近な人との関わりの中で、自分と友達との違いや互いの良さに気付くとともに、それぞれがかけがえのない存在であることを知る。	人を傷付ける言動を正そうとするとともに、家族や身近な人と関わりをもち、協力して生活しようとする。	相手の気持ちを考えながら、自分の思いを表現することができるとともに、良いと思うことを進んで行うことができる。
中 学 年	集団の中には様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気づき、全ての人が人として大切にされなければならないことを理解する。	人を傷付ける差別的な言動を正そうとするとともに、互いの個性を尊重し、地域社会の人々と共に生きていこうとする。	相手の気持ちを受け止めながら、自分の思いを表現したり、伝えたりすることができるとともに、正しいと思うことを勇気をもって行うことができる。
高 学 年	他の人と協力し、助け合うことの大切さを認識するとともに、身近な生活の中の偏見や差別に気づき、基本的人権について理解する。	誰に対しても偏見をもつことや差別をすることなく、公正、公平に接するとともに、互いの個性を尊重し、全ての人と共に生きていこうとする。	相手の立場に立って、自分の思いを適切に表現したり、伝えたりすることができるとともに、いじめや差別をなくしていくことができる。

(3) 中学校

中学校段階は、心身ともに発達が著しく、自分の人生をよりよく生きたいという内からの願いが強くなってくる時期です。生徒は、自らの行動は自ら選択決定したいという欲求を高め、同時に、自分の将来における生き方や進路を模索し始めます。

生徒自身の生き方への関心に基づいて、現在及び将来のよりよい生き方を考えて行動する態度や能力を主体的に育成することができるよう指導することが大切です。

目 標			
人権の概念及び様々な人権問題について理解するとともに、自他の生命を尊重し、互いを認め合いながら、差別のない集団や社会を共につくり出そうとする実践力を身に付ける。			
	知 識	価 値 観	技 能
	権利と義務の関係など人権に関わる概念及び様々な人権問題についての認識を深めるとともに、自分や他の人の個性や立場を尊重することの大切さを理解する。	違いを認め合い、互いの個性を尊重し、協力し合って偏見や差別のない、共に生きる社会をつくろうとする。	自分も相手も大切にしたい自己表現ができるとともに、偏見や差別を見抜き、身近な人権に関する問題を解決することができる。

(4) 高等学校

高等学校段階は、人生の在り方や生きることの意味を問うたり、自分を取り巻く人間関係や社会の在るべき姿について考えを深めたりする時期です。生徒はこれらの模索の中で、自分なりの人生観や価値観を形成していきます。

この時期には、あらゆる場と機会を捉えて、人権に関する学習に取り組ませ、人間としての在り方生き方を真剣に考えさせるとともに、確かな人権感覚を身に付けさせるような指導を行うことが大切です。

目 標		
人権の概念及び様々な人権問題についての理解と認識を深め、生命に対する畏敬の念を養うとともに、よりよい社会の実現に向けて、他者と共生していくことができる実践力を身に付ける。		
知 識	価 値 観	技 能
人権の概念及び様々な人権問題についての認識を深めるとともに、自らも社会の一員であることを自覚し、共に生きていくことの大切さを理解する。	多様性や価値観の違いを認め、個性を尊重し、偏見や差別のない共生社会をつくらうとする。	自他を大切にしたい自己表現ができるとともに、社会に見られる偏見や差別を見抜き、身近な人権問題を解決することができる。

(5) 特別支援学校

特別支援学校では、障がいのある人の自立と社会参加を目指して、幼（保）・小・中・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいに基づく種々の困難を克服するための指導を行います。その際、障がいの状態及び発達段階を考慮した指導を行う必要があります。

目 標		
障がいの状態や発達段階に応じ、身体や生命を大切に、自他の良さを認めるとともに、互いに協力し合って、差別のない共に生きる社会をつくらうとする実践力を身に付ける。		
知 識	価 値 観	技 能
自分の障がいの特性を知り、身近な集団における自分の役割と互いに協力することの大切さを理解するとともに、障がいに対する偏見や差別の不合理性とそれを解決することの重要性を知る。	人を傷付ける差別的な言動に気付き正そうとするとともに、様々な人々や社会と関わりをもちながら、共に生きていこうとする。	自分の思いや考えを相手に伝えることができるとともに、正しいと思うことを勇気をもって行うことができる。

2 校種間の連携及び家庭・地域社会との連携

本県では、校種間の円滑な連携と接続を図り、一貫性のある教育の推進・充実に努めています。また、学校（園）と家庭・地域社会との連携を深め、相互に協力し合いながら、幼児児童生徒の学力向上や健全育成を図っていかうとする意識も受け継がれてきています。そして、校種間の接続を図り、学校（園）相互の情報交換を進めながら、発達段階に即した一貫性のある指導を行ったり、学校（園）と家庭や地域社会が相互に担うべき役割を明確にした上での協力体制を構築したりして、幼児児童生徒の発達段階に応じた教育の充実に対応することを目指しています。

人権教育の推進についても、各学校（園）における指導の充実に加えて、校種間の接続を考慮した一貫性のある指導や家庭・地域社会との連携・融合の教育をいかに機能させていくかが大きな鍵となります。

(1) 校種間の連携

幼児児童生徒の成長の過程に焦点を当てると、各学校（園）段階における学習活動は、校種間においても連続性をもつべきものであり、幼（保）小中高を通して、一貫した指導体制を構築することが必要です。また、幼（保）小中高と地域の特別支援学校は、交流教育や共同学習を積極的に推進することが大切です。そして、学習指導や生徒指導、進路指導における双方向の連携を推進する中で、指導の一貫性や継続性を図り、系統的なカリキュラムの設定や効果的な指導方法等の工夫改善に努めることが大切です。

そのためには、各学校（園）段階における幼児児童生徒の実態や指導内容・方法等について情報交換を行うとともに、カリキュラムの開発に共同で取り組むことが求められます。

具体的には、従前から取り組まれてきた幼児児童生徒間交流をさらに積極的に進めたり、個に応じた指導方法の工夫改善のための学校間の共同研究を行ったりするとともに、校種や学年段階を踏まえた系統的な人権教育カリキュラムづくりを行うことなどが考えられます。

(2) 学校（園）と家庭との連携

家庭は、幼児児童生徒の人格を形成する重要な場であり、人を大切にすること、人権教育の出発点です。保護者が愛情と信頼に基づいて子育てをすること、偏見をもたず、差別をしない生き方を日常生活において実践することは、幼児児童生徒に基本的信頼感を育み、人権感覚を醸成する上で重要な意味をもっています。

また、教職員と保護者が密接な連携を図ることは人権が大切にされる環境を整える取組として重要です。さらには、学校（園）と家庭の接点として地域社会の教育に影響力をもつPTAや子ども会等の取組は、幼児児童生徒の人権感覚の醸成にも大きく関わってきます。

学校（園）は、家庭の教育力を高め、保護者等の主体的な活動を促すためにも、人権や子育てに関わる情報や学習機会の提供、教育相談の充実などを積極的に行っていくとともに、家庭との連携を強めていくことが求められます。

(3) 学校（園）と地域社会との連携

人権教育の推進にとって、地域社会の在り方やそこに住む人々の見方、考え方は、幼児児童生徒の人権感覚の醸成にも大きな影響を与えます。幼児児童生徒は、地域社会で様々な人々と出会ったり、多様な価値観に触れたりしながら、他者を尊重する態度や共に生きていく姿勢を身に付けていきます。その意味においても、人権を尊重する地域づくりに向けて、学校（園）は地域社会と密接に連携を図っていくことが求められます。

また、学校（園）では効果的な教育活動を展開するため、「地域に開かれた学校（園）づくり」が進められていますが、これからもさらに積極的に地域に働きかけ、その取組を多様に展開する必要があります。

特に、学校（園）においては、学校（園）を地域社会の共有財産と捉え、地域に人材や施設を提供したり、地域社会の多様な人材を学校教育活動の中で活用したりするなど、学校（園）と地域社会とのつながりを深めつつ、人権教育を推進することが大切です。

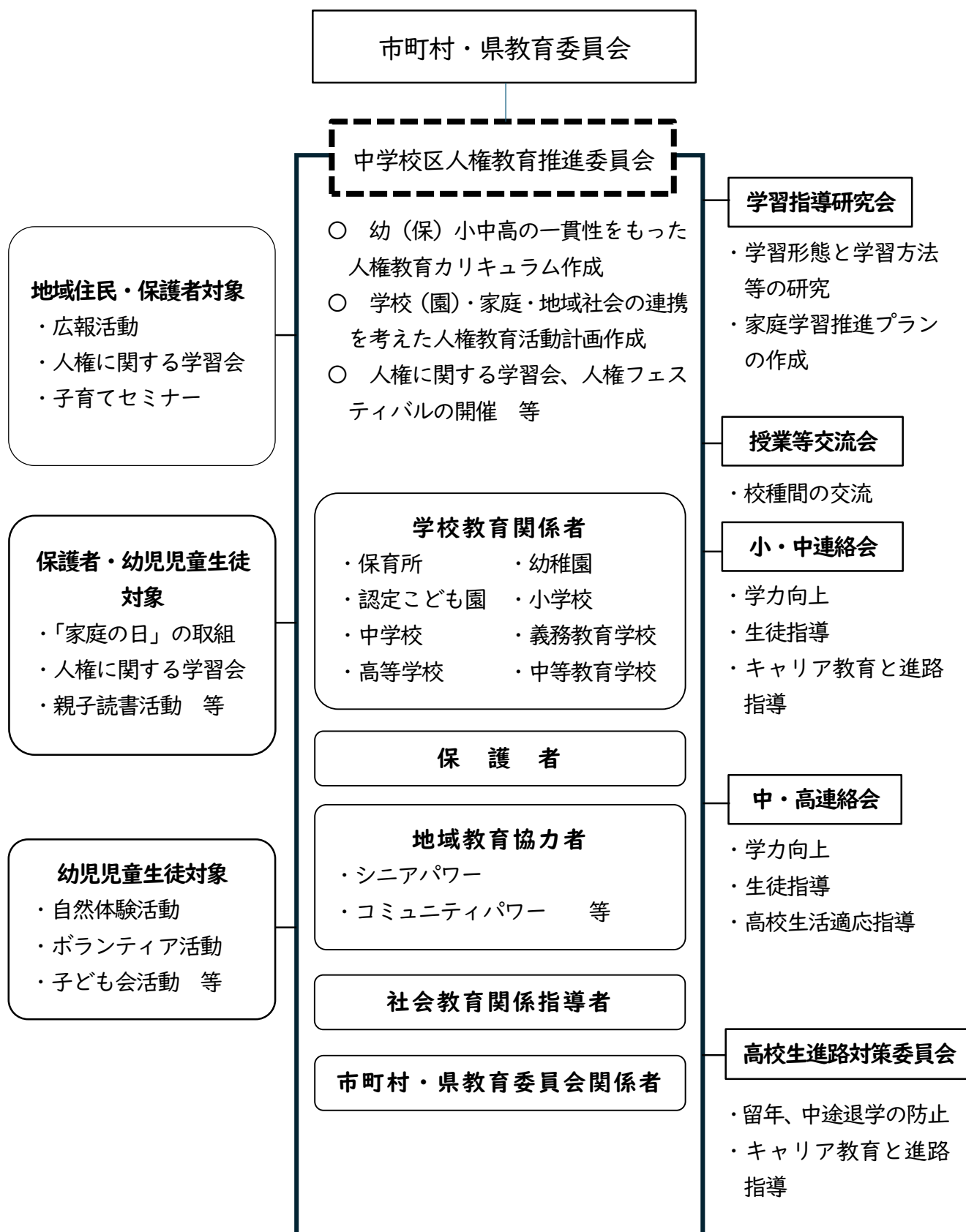
(4) 中学校区を単位とした人権教育の取組

本県においては、学力向上を目的として小中高連携の取組が積極的に進められてきています。また、就学前教育と小学校教育の円滑な連携と接続を図る取組も進められています。今後は、このような取組を人権教育にも取り入れるとともに、地域が一体となった人権教育の取組を推進していくことが求められます。そのためには、学校（園）・家庭・地域・市町村教育委員会、その他関係機関等の代表者による中学校区人権教育推進委員会を組織するなど、人権教育の推進体制づくりに努める必要があります。

そして、「幼（保）小中高の一貫性をもった人権教育カリキュラム」や「学校（園）家庭・地域社会の連携を考えた人権教育活動計画」などを作成し、学校（園）相互の交流授業や研究発表会を実施したり、様々な人々との交流会を行ったり、人権に関する学習会や人権フェスティバルを開催したりするなど、人権教育を積極的に推進するためのシステムを構築し、継続して取り組まれるようにすることが大切です。

このように、地域の総合的な教育力を高め、幼児児童生徒の心の居場所と参画の場を保障するとともに、幼児児童生徒と共に大人自身が人権感覚を醸成することができるように、地域のネットワークを整えていくことが求められます。

中学校区推進体制（例）



3 指導計画の作成

(1) 人権教育の全体構想

人権教育は学校（園）の全ての教育活動の中で行うものであり、各学校（園）は、それぞれの実態に即し、幼児児童生徒の人権尊重の視点から教育活動を見直し、工夫改善を図るために全体構想を作成することが求められます。そして、各学校（園）の人権教育の目標や目指す幼児児童生徒像及び具体的に実践するための重点等を全体構想に明記することが、効果的な推進につながります。

また、全体構想の作成に当たっては、校長（園長）の学校（園）経営方針等に基づき、全職員が共通理解を図りながら進めることが大切です。

(2) 人権教育の年間指導計画

人権教育を効果的に推進するためには、幼児児童生徒に対して人権尊重の精神を培い、差別意識の解消に努める人間を育成することを目指して、各学校（園）において年間指導計画を作成し、人権教育を意図的、計画的に進めることが大切です。

年間指導計画の作成に当たっては、憲法、教育基本法の理念はもとより、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」及び「宮崎県人権教育基本方針」等を踏まえなければなりません。

- ① 年間指導計画は、学校（園）、幼児児童生徒、地域の実態に応じた目標、指導内容、指導方法、教材、時期・時間、人権教育との関連の項目を設定し、全職員の共通理解によって作成する。
- ② 各教科、道徳科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間（幼稚園は各領域、保育所は内容構成）の中で、人権尊重に関する内容について指導する場合には、それらの時間を年間指導計画の中に位置付ける。
- ③ 各教科、領域等の年間指導計画の中に、「人権教育との関連」についての項目を位置付け、人権教育の目標が効果的、効率的に達成されるようにする。

(3) 人権教育と教科等との関わり

① 領域（保育所においては、内容構成）と人権教育

幼稚園の「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各領域では、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で友達を大切に、互いに認め合おうとする態度を育成するための教育（保育）活動が展開されるような年間指導計画を作成しなければなりません。

② 各教科・科目と人権教育

各教科・科目の目標や内容は、人権尊重につながる科学的・合理的なものの見方、考え方や人間性の育成と密接に関連するものです。したがって、各教科・科目の目標の達成を図ることが、人権教育の目標の達成にもつながることを踏まえて指導を充実させることが必要です。その際、人権教育との関連についても、十分に考慮して指導していくことが望まれます。

③ 道徳科と人権教育

道徳科では、教師と児童生徒が共に考え、共に語り合い、人間としてのよりよい生き方を求めていくことが大切です。特に、内容項目の「親切・思いやり」、「友情・信頼」、「相互理解・寛容」、「公正・公平・社会正義」は、人権教育の目標と深く関わるものです。

したがって、道徳科の指導においては、児童生徒の発達段階に即して、人権教育の目標を踏まえた指導計画を作成することが大切です。

④ 特別活動と人権教育

話し合いやグループ活動を通して、助け合いや思いやりの心を育てたり、学校行事等におけるボランティア活動などの社会体験や自然体験などを通して豊かな心を育てたりすることは、人権教育の目標に結び付くものです。

そこで、特別活動の実施に当たっては、特別活動の目標や特質を踏まえるとともに、人権教育の目標に基づいた年間指導計画を作成することが大切です。特に、児童生徒の日常生活に見られる人間関係の問題や様々な人権問題に関する内容については、学級活動やホームルーム活動において指導の充実が図られるように指導計画に位置付けることが求められます。

なお、時間の配当については、人権教育と関連の深い内容を、学校の実態に合わせて、学級活動及びホームルーム活動の年間指導計画の中に位置付けることが望まれます。

⑤ 総合的な学習（探究）の時間と人権教育

総合的な学習（探究）の時間は、自ら学び自ら考え、問題を解決する力などの生きる力の育成や学び方やものの考え方の習得などのねらいの下、各教科等で身に付けられた知識や技能を相互に関連付け、総合的に働くようにすることを目指すものです。

この時間を通して、各教科等の時間に培った人権尊重に関する知識・価値観・技能を相互に関連付けて深めさせたり、新たに身に付けさせたりして、総合的に働くようにすることが大切です。

⑥ 人権が尊重される授業づくりの視点例

人権教育の推進に当たり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気を醸成する上での重要な要素となります。授業の実施に際し、教員は、児童生徒の感情や考えを焦らず、慌てず、最後まで聴く姿勢をもつとともに、児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心掛ける必要があります。取り扱う学習内容や指導方法の特性については、予め十分把握するとともに、授業中には、児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められます。さらに、児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いの良さや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切です。

以下に示すのは、人権教育の視点に立った授業の工夫を進めていく際の主な視点の例です。

視点	ねらい	ポイント・留意点
自己存在感をもたせる支援を工夫する。	「授業に参加している」という実感をもたせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習内容・活動に応じた座席の工夫や発問・応答のパターンの工夫を行う。 ○ 児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるように課題設定の工夫を行う。 ○ 児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題（教材）を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 ○ 結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とされている」という実感をもたせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 ○ 自由な発想や方法が認められたり、自己選択できる場を工夫したりする。 ○ 互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。 ○ 協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法の良さに気付かせる。
	教師自身が一人一人を大切にす姿勢を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 ○ 発言しない児童生徒に配慮するとともに、適切な支援を行う。 ○ 承認・称賛・励ましの言葉を掛け、個に応じた改善課題や改善方法を示す。
共感的人間関係を育成する支援を工夫する。	「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「誰にでも失敗はある」、「誰もが良さや弱さをもっている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 ○ 一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 ○ 教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気づくりをつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他者の発言や作品の良さに気付き、学ぼうとする態度を育てる。 ○ 自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。 ○ 他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。 ○ 互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。
自己選択・決定の場を工夫して設定する。	学習課題や計画を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分に合った課題を選択する機会を設定する。 ○ 発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行う。
	学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の実態を踏まえて、多様な様々な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。 ○ 自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。
	学習方法を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の実態を踏まえて、児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。 ○ 課題解決のための情報や資料を準備し、活用方法は適宜助言する。 ○ ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。
	表現方法を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の実態を踏まえて、多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。 ○ 考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。

自己選 択・決定 の場を工 夫して設 定する。	学習形態や場を 選択する機会を 提供する。	○ 児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、 選択の幅を与える。 ○ 自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。
	振り返りの方法 を選択し、互い の学びを交流す る機会を提供す る。	○ 児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、 選択の幅を与える。 ○ 自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流す る時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について 選択・決定できる場を工夫する。

⑦ 人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組

人権尊重の精神に立つ学校づくりは、教科等指導、生徒指導、学級経営など、学校における教育活動全体を通じて進めていくべきものであり、そのための取組は、授業をはじめとした「学習活動づくり」とともに、人権が尊重される「人間関係づくり」、「環境づくり」として推進していく必要があります。

人権尊重の「環境づくり」は、学校全体の雰囲気そのものに関わるものであり、こうした雰囲気は、教職員の日常的な言動の在り方や教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形作られるものですが、同時に、校内において、人権尊重の雰囲気を積極的に醸成するために、人権をテーマとした様々な取組の工夫を行うことも、環境づくりの取組として有効です。

さらに、日々の学級経営においては、教室が安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った教室環境の整備に努めることが重要です。

○ 人権尊重の視点に立った校内環境づくりの取組例

取 組	内 容
①「人権コーナー」 等の設置	校内や教室に「人権コーナー」等を設置し、児童生徒や来訪者が、いじめや差別のない人権が尊重される学校・学級づくりの必要性について考えることができるようにする。また、児童生徒の作品を展示する場合は、作品に教員や友達の評語を付けたり、本人のコメントを付けたりするなどして、肯定的なセルフイメージの高揚や児童生徒間の相互理解の促進を図る。
②人権啓発作文・ 標語・ポスター の作成・掲示	人権週間等に合わせ、人権啓発に関する作文や標語づくり・ポスターづくり等を行うとともに、その作品を校内で掲示し、人権尊重の雰囲気の醸成を促進する。
③人権集会・人権学 習発表会等の開 催、学習成果の 発信	全校集会や学年集会等で、児童生徒が、他学年・学級の児童生徒や保護者、地域の人々に学習活動の成果を発表する機会を設ける。また、学校便りや学級通信、PTA新聞、学校のホームページ等を通して、人権学習の成果を校内外に発信する。これらを通じ、人権教育の取組に対する学校内外の理解を促進する。

○ 人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例

取 組	内 容
①人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室内に学級目標（目指す子ども像）を掲示する。また、それを児童生徒の自画像で囲むなどして、一人一人の帰属感を高める。 ○ 「学級の歴史」コーナーを設置し、一人一人が学級づくりに参画している実感をもたせる。 ○ 「今月の誕生日」、「私の好きな言葉」等のコーナーを設け、児童生徒の相互理解や交流を深めるきっかけとする。 ○ 学級組織（係）ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくるための問題提起を行う。 ○ 「気持ちを表す言葉」、「聞き方・話し方のスキル」など、コミュニケーションを円滑にするための手がかりとなるポスターを示す。 ○ 学習で使ったものや学習内容の要点を示す掲示物を貼り出し、学習内容の振り返りや課題解決のヒントとして活用する。 ○ いつでも活用できるように、辞書や事典類を常備しておく。 ○ 学習の成果物（作品等）を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価（自己評価、他者評価）、教師の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図る。
②課題意識を高める場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒に話題を提供したり、問題意識を喚起したりする情報を教師が意図的に掲示する。 ○ 学習内容に沿ったクイズやコラムなどを掲示したり、児童生徒が関心をもった時事的・社会的な情報を掲示する「切り抜きコーナー」を設置したりして、日常の学習を広げたり、学習課題設定のきっかけにしたりする。
③発見の喜びを味わえる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が集めた情報の中から、喜びや感動、疑問や怒りを感じたことを級友に知らせるコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。 ○ 昆虫、植物等の飼育・栽培活動を通じ、生き物の成長の過程に直接触れさせ、発見したり、疑問をもったりしたことを記録・発表させる。
④創造する喜びを味わえる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が共同作業をすることのできる作業台（広めの机）を設置したり、筆記用具・文房具を常備したりして、自発的・創造的な協働作業を促す。 ○ 詩や絵などを自由に発表することのできるコーナーを設置する。

（４）教育の中立性の確保

学校教育における教育活動は、教育の中立性という立場から、特定の立場に立つ団体等から不当な圧力を受けることなく、政治運動や社会運動と明確に区別する必要があります。

したがって、教育課程の編成や年間指導計画に基づく人権に関する具体的な授業を行うに当たっては、学校（園）は公教育を行うものとして、特定の主義主張に偏ることなく、教育の中立性を確保していく必要があります。

（５）個人情報やプライバシーに関することへの配慮

学校（園）においては、様々な個人情報が蓄積されています。教職員は、県及び市町村の個人情報保護条例の理念や内容を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護について十分に配慮する必要があります。

4 学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営等の配慮事項

学校（園）では、幼児児童生徒が社会生活を営む上で必要な「人権尊重に関する正しい知識」「人権尊重に関する望ましい価値観」「よりよい人間関係をつくるための技能」を確実に身に付けることを通して、人権感覚の育成が図られなければなりません。そのためには、それぞれの学校（園）における教育目標の実現を目指し、全教育活動の中で人権教育を推進する必要があります。具体的には、以下のような内容に十分配慮して取り組むことが求められます。

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等

[基礎的事項]

- 基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもの気持ちを温かく受容し、個人差を考慮して、子どもが安定して行動できるようにする。
- 子どもを取り巻く環境に十分に留意し、快適に生活できるようにする。

[健康]

- 一人一人の子どもと教職員との温かい触れ合いの中で、日常生活の直接的な体験を通して、健康で安全な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を身に付けさせるようにする。

[人間関係]

- 集団の中で、人と関わる力を育てることができるようにする。
- 友達との関わりの中で、他の人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、豊かな心情が育つようにする。

[環境]

- 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気づき、いたわったり、大切にしたりできるようにする。
- 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりして、社会や自然の事象に関心をもつことができるようにする。

[言葉]

- 日常会話や絵本・童話などを通して、様々な言葉のきまりや面白さなどに気づき、言葉の感覚が豊かになるようにする。
- 相手が嫌な気持ちになる言葉があることに気付くことができるようにする。
- 教職員や友達と関わることを通して、言葉を交わす喜びを味わえるようにする。

[表現]

- 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにし、様々な表現を楽しむことができるようにする。
- 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わうことができるようにする。

(2) 小学校

① 学習指導における配慮事項

- 一人一人の児童の実態に配慮した「分かる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにする。
- 個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにする。
- 児童の主体的な学習を通して相互に助け合い、認め合い、共に高め合うことができるようにする。
- 学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにする。
- 道徳科においては、人権教育と関連付けて指導が展開されるようにする。
- 特別活動においては、児童相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにする。
- 総合的な学習の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにする。

② 生徒指導における配慮事項

- 心が触れ合う機会や場を設け、教職員と児童及び児童相互の人間関係が深まるようにする。
- 家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 偏見や差別の不合理性に気付かせ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにする。
- 配慮が必要な児童について、全職員が共通理解の下、支援を行うようにする。
- 児童の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにする。

③ 将来の生き方や進路などを考える指導における配慮事項

- 児童の身の回りにある様々な職業について紹介し、勤労の尊さや人間としての望ましい生き方について考えさせるようにする。
- 児童が自分の可能性や良さに気付くような手立てをとるようにする。
- 児童が夢や希望をもち、将来の生き方を考えられるような手立てをとるようにする。
- 進路選択については、児童や保護者の希望を尊重し、適切な支援を行うようにする。
- 進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにする。

④ 学級経営における配慮事項

- 学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、児童の発達段階や学級の実態に即して人権教育に関わる学級経営の目標を設定し、具体化を図るようにする。
- 一人一人の児童の個性や能力を発揮できる場を設定し、学級の一員としての存在感をもつことができるようにする。
- 児童が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにする。

(3) 中学校

① 学習指導における配慮事項

- 一人一人の生徒の実態に配慮した「分かる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにする。
- 個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにする。
- 生徒の主体的な学習を通して、認め合い、共に高め合うことができるようにする。
- 学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにする。
- 道徳科においては、人権教育と関連付けて指導が展開されるようにする。
- 特別活動においては、生徒相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにする。
- 総合的な学習の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにする。

② 生徒指導における配慮事項

- 心が触れ合う機会や場を設け、教職員と生徒及び生徒相互の人間関係が深まるようにする。
- 集団の中で適応する力を育むために、家庭や地域社会等との連携を推進し、様々な人々との人間関係の構築が図られるようにする。
- 家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 偏見や差別の不合理性を理解させ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにする。
- 配慮が必要な生徒について、全職員の共通理解の下、支援を行うようにする。
- 生徒の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにする。

③ 進路指導における配慮事項

- 人間としての望ましい生き方を考えさせるようにする。
- 生徒自身が自分の可能性や能力・適性に気付くように自己理解を深めさせるようにする。
- 望ましい職業観・勤労観を育むキャリア教育を充実し、働くことの意義や職業についての理解を深めさせ、自らの進路を主体的に選択できるようにする。
- 収集した情報を活用して、将来の夢や職業を思い描き、自分にふさわしい職業や仕事への関心・意欲が高められるようにする。
- 進路決定については、生徒の希望や保護者の意見を尊重し、生徒の能力・適性、興味・関心等を把握した上で、適切な支援を行うようにする。
- 進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにする。
- 入学者選抜（選考）試験等終了後、公平・公正な面接が行われたかどうかを生徒に確認し、違反質問と思われる事象があった場合には、迅速かつ的確に対応できるようにする。

④ 学級経営における配慮事項

- 学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、生徒の発達段階や学級の実態に即して、人権教育に関わる学級経営の目標を設定し、具体化を図るようにする。
- 一人一人の生徒の個性や能力を発揮できる場を設定し、学級の一員としての存在感をもつことができるようにする。
- 生徒が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにする。

(4) 高等学校

① 学習指導における配慮事項

- 一人一人の生徒の実態に配慮した「分かる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにする。
- 個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにする。
- 意見交換の場やグループ学習などの生徒による主体的な学習を通して、認め合い共に高め合うことができるようにする。
- 学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにする。
- 各教科・科目等において、人権教育と関連付けた指導を行うようにする。
- 特別活動においては、生徒相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにする。
- 総合的な探究の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにする。

② 生徒指導における配慮事項

- 心が触れ合う機会や場を設け、教職員と生徒及び生徒相互の人間関係が深まるようにする。
- 集団の中で適応する力を育むために、家庭や地域社会等との連携を推進し、様々な人々との人間関係の構築が図られるようにする。
- 家庭との連携を図りながら、社会人として必要な生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 望ましい生活習慣の形成に、家庭との連携を図りながら、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにする。
- 偏見や差別の不合理性を理解させ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにする。
- 配慮が必要な生徒について、全職員の共通理解の下、支援を行うようにする。
- 生徒の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにする。

③ 進路指導における配慮事項

- 人間としての在り方生き方について自覚を深めさせるようにする。
 - 生徒自身が自分の可能性や能力・適性に気付くように自己理解を深めさせるようにする。
 - 望ましい職業観・勤労観を育むキャリア教育を充実し、働くことの意義や職業についての理解を深めさせ、自らの進路を主体的に選択できるようにする。
 - 収集した情報を活用して、生きがい・やりがいがあり、自己を生かせる生き方や進路の実現に取り組むことができるようにする。
 - 進路決定については、生徒の希望や保護者の意見を尊重し、生徒の能力・適性、興味・関心等を把握した上で、適切な支援を行うようにする。
 - 進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにする。
 - 生徒の就職の応募に当たっては、以下の点に配慮する。
 - ・ 全国高等学校統一用紙を使用する。
 - ・ 応募・選考等で本人の能力・適性以外の理由で差別されることのないように、全教職員が統一用紙の意義を十分理解して指導に当たる。
 - ・ 試験終了後、公平・公正な面接が行われたかどうかを生徒に確認し、違反選考と思われる事象があった場合には、迅速かつ的確に対応する。
- ※ 入学者選考（選抜）試験においても同様とする。

④ ホームルーム経営における配慮事項

- 学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、生徒の発達段階や学級の実態に即して、人権教育に関わるホームルーム経営の目標を設定し、具体化を図るようにする。
- 一人一人の生徒の個性や能力を発揮できる場を設定し、ホームルームの一員としての存在感をもつことができるようにする。
- 生徒が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにする。

(5) 特別支援学校

幼稚園・保育所・認定こども園等、小学校、中学校、高等学校における人権教育推進上の配慮事項に準じますが、さらに以下の事項に配慮して人権教育の推進に努める必要があります。

- 各教科、道徳科、特別活動、自立活動、総合的な学習（探究）の時間等の指導に当たっては、一人一人の幼児児童生徒の障がいの状態等に応じて、目標・内容等を人権尊重の視点から十分吟味して、指導計画を作成し、系統的・発展的に指導を行うようにする。
- 幼児児童生徒一人一人が障がいに基づく種々の困難を改善・克服し、能力、可能性を最大限に伸ばすことができるようにする。
- 地域社会の一員として、主体的に自立し社会参加することができるように、様々な交流の機会を適切に設けるようにする。
- 一人一人が地域社会の中で積極的に活動し、心豊かに生きることができるように、家庭や福祉・医療・労働等の関係諸機関との連携を積極的に図るようにする。

5 学校（園）における推進体制の確立と教職員の研修

各学校（園）において、人権教育の組織的な取組を推進するに当たっては、推進体制を確立するとともに、人権教育担当者の役割を明確にし、教職員の研修の充実を図ることが求められます。

（1）推進体制の確立

教職員の人権教育に関する研修の企画立案、年間指導計画の策定や毎年の実践・点検・評価のとりまとめ等を行うための推進体制を確立することは、人権教育の目標の具体化を図る上で極めて重要です。

そこで、校長（園長）のリーダーシップの下、人権教育担当者をはじめ、学年主任、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任等で構成された校内人権教育推進委員会を組織し、実効性のある推進体制を確立することが求められます。

（2）人権教育担当者の役割

人権教育に関する企画立案、推進委員会の運営及び人権教育の推進に関する調整等、学校（園）全体の指導的役割を果たす人権教育担当者は、人権に関する情報を職員に提供したり、校内（園内）における人権教育の研修が充実するように努力したりするなど、校内（園内）推進体制の要の役割を担っています。また、人権侵害が生じた場合には、校長（園長）の指示に従って、迅速に対応するなどの役割を果たすことが求められます。

（3）教職員の研修

人権教育の効果を上げ、幼児児童生徒の人権感覚を健全に育成していくためには、その教育・学習の場である学校（園）・学級自体が、自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境であることが求められます。

このような環境の一つに、教職員の言動があります。教職員の言動は、幼児児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼします。教職員の言葉かけや行動・態度によって、幼児児童生徒が勇気付けられることがあります。その一方で、心に傷を負ったり、偏見や差別の意識を植え付けられてしまったりすることもあります。

したがって、教職員は、自らの言動が幼児児童生徒の人権を侵害することのないよう常に意識をするとともに、教職員同士の間においても互いを尊重する態度を大切にしなければなりません。

各学校（園）においては、教職員自身の人権感覚を高め、人権教育に関しての指導内容や方法等の充実・改善を図るために、組織的・計画的に研修を進めていくことが重要です。

① 研修内容

ア 教職員の人権感覚の高揚

教職員自身が、自らの言動を振り返るとともに、人権尊重に関する正しい知識、人権尊重に関する望ましい価値観、よりよい人間関係をつくるための技能を身に付け、人権感覚を高めることができるような研修を行う。

イ 幼児児童生徒の理解

学校（園）が組織として、具体的な事例を通して幼児児童生徒の指導の在り方について考えたり、幼児児童生徒理解を深める手立てについて学んだりする研修を行う。その際、個人情報取扱いには十分配慮する。

ウ 人権問題の理解

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットを利用した人権侵害、多様な性、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題等、働く人、その他の人権問題などについて、全職員が理解と認識を深めることを目的とした研修を行う。

エ 指導内容・方法等の充実・改善

各教科等と人権教育との関連を図り、授業実践や研究協議等を通して、幼児児童生徒の人権感覚を養うための効果的な授業内容や方法及び学習教材等について充実・改善を図る研修を行う。

オ 推進体制の充実・改善

中学校区を単位とした人権教育の取組など、地域で人権教育を推進していくための組織づくりやネットワーク構築を目的とした研修を行う。

② 研修形態及び方法

研修形態としては、全体研修、グループ別研修、個別研修などが考えられます。目的に応じて適切に選択するとともに、場合によっては、相互に補完しながら研修を進めることが大切です。

研修の方法としては、理論研究、授業研究、講義、講演・講習会、事例研究、フィールドワーク、参加体験型学習（ワークショップ）、KJ法的手法などがあります。



Ⅲ 学習方法

幼児児童生徒の実態及び関心・意欲に基づいた人権教育を効果的に進めるためには、内容に応じた学習方法の検討が重要です。これまで同和教育が培ってきた手法に加えて、国際的な人権教育の潮流の中で、現在、多種多様な学習方法が導入されています。したがって、それらの特性や学習指導上の留意点を踏まえながら、最も適切な学習方法を選択するようにしなければなりません。

特に、幼児児童生徒が人権問題を直感的に捉え、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を育てる視点から、人権教育の学習方法を充実・改善していく必要があります。人権感覚は、幼児児童生徒が学習に主体的に取り組むことを通して培われるものです。また、自他を尊重する学習環境の中で身に付いていくものです。

よって、人権感覚を育て、人権尊重の精神を養うためには、幼児児童生徒が自分で考え、感じ、活動するという主体的・実践的な学習方法を多く取り入れるようにしなければなりません。

Ⅰ 様々な学習方法と指導の工夫

○ 文章教材を活用した学習

副読本等に掲載されている文章教材を中心資料としたり、補助的に用いたりしながら、学習を行うものです。多様な事例を提示でき、人権問題に対する基本認識を身に付けさせたり、共感的に理解させたりすることができます。

指導に当たっては、読み取り中心や知識偏重にならないよう工夫したり、幼児児童生徒の発達段階や実態及び文章教材の書かれた社会背景、時代背景を考慮して選定したりする必要があります。

副読本として、下記の資料を積極的に活用してください。

「人権啓発資料－ファミリーふれあい－」（小学生・中学生・高校生用）

教育ネットひむかホームページ：人権同和教育課のサイト内

<https://himuka.miyazaki-c.ed.jp/family/index.htm>

「はぐくむ－指導展開例集（小学生用：同和教育基本資料）－」

「人として－指導展開例集（中学生用：同和教育基本資料）－」

「人として－指導展開例集（高校生用：同和教育基本資料）－」

○ 視聴覚教材を活用した学習

DVD等の視聴覚教材を活用した学習方法です。教材の視聴に終始することなく、事前・事後の学習を充実させ、人権尊重に関する知識・価値観・技能を培うようにすることが大切です。

○ 聞き取り学習

地域の人々や家族などから体験や様子を聞き取ることにより、課題を身近なものとすることができます。

○ 交流、職場体験などの学習

地域の公民館、児童館、福祉施設等での交流学习や企業等での職場体験学習の中で、様々な人々との出会いを通して学習します。社会への視野を広げるとともに、人や社会とのつながりについて体験的に学ぶことができます。

○ 参加体験型学習（ワークショップ）

学習者自身が自らの知識や体験をもって、グループで話合いや体を動かす活動に主体的に参加し、それぞれが自分の気づきや考えを表現したり、他の人の気づきや考えを聞いたりする中で問題について認識を深めていく学習活動です。

2 学習教材の選定・開発の留意点

○ 幼児児童生徒の発達段階に即して、自ら考えることのできる内容であること

内容が発達段階に即したものであるとともに、幼児児童生徒が正しく理解し、共感できるものでなければなりません。

○ 偏見や差別を見抜き、許さない心情や態度の育成につながる適切な内容であること

教材が、単に同情心をあおるだけのものであったり、好奇心から新たな偏見や差別意識をもたせたり、プライバシーの侵害につながったりするようなものであってはなりません。人間として望ましい生き方や科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるとともに、人権意識を高め、あらゆる人権問題の解決への展望を示唆する内容であることが大切です。

○ 幼児児童生徒の生活上の課題に配慮されたものであること

一人一人の幼児児童生徒の心身に関わる配慮すべき事情や家庭環境、置かれている状況をよく理解した上で、教材としての適否を判断したり、改善したりしなければなりません。

○ 系統的な指導の観点から検討されたものであること

資料や事例を教材として取り上げるかどうか、また、どのように取り上げるかは、学校（園）における人権教育年間指導計画との関わりにおいて慎重に検討されなければなりません。そして、全職員の共通理解に基づいて指導方針を確立し、指導の系統化を図るように留意することが必要です。

3 参加体験型学習（ワークショップ）

（1）基本的な学習の進め方

① アイスブレイキング（緊張ほぐし）

ファシリテーター（進行役）は、これから始める参加体験型学習のねらいを説明し、アイスブレイキング（氷を壊すという意味）を行います。学習者の緊張感をほぐし、主体的に参加できる雰囲気づくりに必要な活動です。



② アクティビティ（学習活動）

アクティビティとは、学習活動のことです。ねらいを達成するために、学習者が意欲をもって取り組むことのできる活動を設定し、効果的な組み合わせを考えます。

アクティビティには、ロールプレイングやディベート、フォトランゲージ、シミュレーション、ランキングなど多種多様なものがあります。



③ グループ討議

アクティビティでの気づきなどをグループで話し合います。

互いの気づきや考えを表現し、共有しながら学習内容を深め、必要に応じて、グループごとに話し合ったことを模造紙等にまとめます。



④ 発表

グループごとに発表します。ファシリテーターはそれらを整理したり、発表内容に対する意見を求めたりします。



⑤ まとめ（全体のふりかえり）

学習者は、全体を通して分かったこと、理解が深まったこと、発見したことなどを発表し合います。

最後に、ファシリテーターは、本学習で大切なことを再度押さえるようにします。内容によっては、新しい課題を指摘するなどして終わることも考えられます。

〈ファシリテーターとして心がけたいこと〉

- ・ 学習のねらいを明確にして、常に念頭に置き、学習活動そのものが目的となることのないように留意する。
- ・ 聞く、話す、書く、考える、発表するなどの活動をバランス良く取り入れる。
- ・ 学習者相互の意見交換の場を計画的に設定する。
- ・ 一人一人の意見や考えを否定せず、互いの気づきや考えの深まりを大切にするよう促し、安心感のある運営を行う。
- ・ 学習者の主体的な学びや気づきの妨げになるような指示等はしない。
- ・ 自らも学ぶ態度で臨み、学習者の立場で考える。

(2) いろいろな手法

○ ロールプレイング

役割演技とも呼ばれ、ある場面に基づいて役割を決め、模擬的に演じることによって、学習のねらいに迫ったり、その役の立場を共感的に理解したりする手法です。基本的には、台本を用意せずに学習者に活動を委ねます。

実態に応じて、大枠の流れを示す会話や状況を指導者側で準備したり、事前に学習者に演技の内容を考えさせる場を設定したりすることも必要です。

○ 表現活動を取り入れた学習

調べ学習や様々な体験学習で学んだことを、新聞、紙芝居、人権作文・ポスター等にまとめ、発表することなどを通して、内容を共有することができます。

○ ディベート

一つのテーマについてルールを決め、「肯定側（賛成派）」と「否定側（反対派）」に

分かれて討論を行い、その論理性や表現力等を判定する手法です。

グループの人数や発言時間が同じであること、発表順序が肯定側（第1弁論）→否定側（第1弁論）→（作戦タイム）→（中略）→否定側（最終弁論）→肯定側（最終弁論）となることなどのルールがあります。対立する意見を主張し合うことにより、テーマに関するメリットとデメリットを明らかにし、多面的な見方や問題解決能力、情報処理能力を養いながら、テーマに対する認識を深めることができます。

○ ブレインストーミング

テーマに対して一人一人が自由に発言し、それらを組み合わせたり、別なアイデアを出したりして、問題解決を図る手法です。その際、他者の意見を批判しない、どんな意見でも多数出す、多くの意見やアイデアを組み合わせることなどを原則としています。

○ フォトランゲージ

あるテーマに関する写真や絵をもとに、それらの資料から伝わるメッセージを描かれている人の立場から読み取り、今まで自分が気付いていなかった事柄を発見したり、学習者相互の価値観の違いに気付いたりしていく手法です。

○ シミュレーション

疑似体験とも呼ばれ、一定の状況を疑似的に設定して、その中で体験的に行動、活動する方法です。アイマスク体験や車椅子体験、参加者の中に仮の権力関係を設定して多数者と少数者の関係について体験する方法など、様々な疑似体験が考えられます。

○ ランキング

様々なテーマについて、権利や具体的物品名等をカードに記入し、参加者が自分にとって重要と考える順序にランキング（順位付け）して、その根拠等を整理し、結果について参加者相互が意見交換や討議を行います。討議のプロセスでは、一つの結果を導き出すということではなく、自分の考えを整理したり、他者の考えを理解したりすることによって、自分自身の認識を深めることができます。

○ フィールドワーク

実際に現地に赴き、歴史的事実や現実から学ぶ活動です。過去の人々の生活や生き方を想像したり、事実を事実として自らの中に取り入れたりすることができる手法です。

副読本として「人権教育ハンドブックー小学校編ー」、「人権教育ハンドブックー中学校・高等学校編ー」を活用してください。

4 コミュニケーション能力を高める学習

幼児児童生徒は、毎日の学校（園）・家庭・地域社会における生活の中で、人権尊重に関する知識・価値観・技能を身に付けていきます。このような知識・価値観・技能は、本来、家族や友達、地域の人々との日常的な交わりの中で、自然に身に付けていくものです。しかし、家庭でも地域社会でも人間関係は希薄化し、生活における様々な体験を通して人間関係の基本的な知識・価値観・技能を学ぶ機会は減少しています。その結果、人との関わり方を知らない、または、関わり方は知っていても実践する能力や態度が身に付いていない幼児児童生徒が増えています。

したがって、これからは学校教育の中で、幼児児童生徒に適切な人間関係づくりについての基本的な知識を教えたり、人間関係に関する一定のルールやマナーを身に付けさせたりする必要があります。また、人間関係から生ずる問題を解決する方法や、伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力などを、参加体験型学習やスキル学習を通して身に付けるようにすることが求められます。

コミュニケーション能力とは、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような力です。自分の気持ちを伝えられることが、人権や差別の問題について理解を深めたり解決したりする基盤となります。そして、人の思いを分かろうとすることが、他者の権利に関心をもつ出発点になるのです。こうしたコミュニケーション能力は、異なる文化や考え方をもちた人々と交流する上でも大切です。

(1) 自分の思いや考えを伝える力を身に付ける学習

人には、自分の気持ちや考え、意見、希望を率直に表現することができない場合があります。例えば、「相手を怒らせてしまわないか」とか「どう答えてよいか分からない」など、言いたいことを言えないという場合です。また、言った後に「どうも自分の言い方は相手を怒らせてしまったようだ」と感じる場合があります。どちらも相手との関係も対等であるとは言えず、自分の気持ちがうまく伝えられていません。

そこで、互いの関係を損なわずに、自分の思いや考えを伝えるための自己表現の方法として、アサーティブネスの考え方があります。

アサーティブネスとは、自他を共に大切にしたい自己表現のことで、自分の思いや考えを、率直に正直にしかも適切な表現で相手の人格を尊重しながら伝えることです。

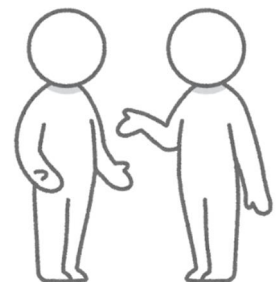
ア アサーティブネスで踏まえること

アサーティブネスでは、例えば「誠実」「率直」「対等」「自己決定と責任」という観点を踏まえた上で、人と向き合い、よりよい人間関係をつくっていくことが求められます。

○ 誠実

「誠実」とは、自分の気持ちにうそをつかず、相手にも正直に自分の気持ちを伝えることです。

自分の気持ちにうそをつかないことが、自分にも相手にも誠実であるための第一歩です。



○ 率直

「率直」とは、自分の気持ちや要求を相手にきちんと伝えるように表現することです。伝えたいことを、相手にはっきり分かるように、分かりやすい言葉で、「私はこうしたい」「こうしてほしい」「これはいやだ」ということを、具体的に伝えることです。

○ 対等

「対等」とは、相手と向き合うときに、自分をむやみに卑下したり、相手を見下したりして話をせず、自分も相手も尊重することです。言いやすい人ばかりに言いたいことを言うのではなく、誰に対してもどの場面においても、誠実に伝えるということが原則です。

○ 自己決定と責任

「自己決定と責任」とは、自分の行動の結果を自分で引き受けるということです。自分で考え、自分で選択する力がある、ということを信じるのが基本であり、「自分の言ったことには責任をもつ、言わなかったことを誰かのせいにはしない」ということもできます。

イ 自己表現の三つのパターン

攻撃的な自己表現	アサーティブネス (非攻撃的な自己表現)	非主張的な自己表現
相手の気持ちを考えず、自分の気持ちを優先させ、自分の言いたいことだけを言う。	相手の気持ちを大切にしながら、自分の言いたいことを主張する。	相手に対して自分の言いたいことを言えない。または、言わない。

ウ I (わたし) メッセージを基本にする

アサーティブネスの一つの方法として「I (わたし) メッセージ」があります。対立が起こったときに、「あなたが〇〇だから」「あなたって人は全く〇〇なのだから」といったように「You (あなた)」を主語にして話し、結果的に相手を非難していることが多くあります。言われた方は、自分が非難されていると受け止め感情的になり、譲り合おうという姿勢がなくなり、衝突が起きてしまうことがあります。

「I」を主語にして話すと、相手に受け止めてもらいやすくなります。「Iメッセージ」は、相手の反感を買うことなくスムーズに自分の思いや考えを伝えることができるコミュニケーションの方法です。

〈Iメッセージの表現の仕方の例〉

① 事実の確認

「おなか痛くて約束の時間に来ることができなかったのね。」

② 自分の気持ちの伝達

「あなたがなかなか来ないので、事故にでもあったのではないかと、私はとても心配したのよ。」

③ 行動変容への提案

「今度から、遅れるときには、必ず電話してね。」

エ アサーティブ・トレーニング

アサーティブ・トレーニングとは、実践的なロールプレイングを繰り返しながら、自分の要求と感情を適切に表現する方法を身に付けていく練習です。

アサーティブネスを理解し身に付けるためには、これまで自分が行ってきた思いを伝えるための表現の仕方に気付くことが大切です。

アサーティブネスを日常から心掛けたり、アサーティブ・トレーニングを積み重ねたりする中で、確かな技能が身に付き、より望ましい人間関係を築く力が培われます。

【演習～Iメッセージで考えてみよう～】

- ① 水を飲む順番を待って並んでいました。すると、Aさんが割り込んできました。
- ② 勉強をしようと思っていたテストの前日の放課後、Bさんが突然ノートを借りにきました。
- ③ 隣に座っているCさんが、黙って消しゴムを使いました。
- ④ DさんがEさんの本を取り上げて、いじわるをしています。
- ⑤ Fさんから遊びに誘われましたが、今日はどうも気が乗りません。

(2) 聞く力を高めるための学習

「聞く」ことで大事にしたいことは、「自分のための情報として聞く。」「批判的な気持ちで聞く。」など自分中心的な聞き方をするのではなく、「相手の言うことを理解しようとして聞く。」ことです。相手を理解するように聞くことを心掛けていくことは、コミュニケーションの活性化を図る上でとても重要なことです。意識的に集中して相手の話に耳を傾けて聞くときには、「聞く」ではなく、「聴く」という文字を使用する場合があります。幼児児童生徒には、そのような「聞く力」を育てることが望まれます。



〈傾聴〉

参加体験型学習の中に、「傾聴」という、共感的に聞く姿勢を高めるトレーニングがあります。傾聴では、例えば二人一組で、一方は話す側、一方は聞く側になって、1分間ずつそれぞれが「話す」「聞く」という行為に集中するようにします。そして、役割を交代してそれを繰り返します。

ファシリテーターは、聞く側が、「心を傾ける」「体全体で共感を表しながら」「質問は一切しない」という三つのルールを守りながら聞くことに集中するように意識付けを行うことが大切です。聞いているつもりでも、実際には相手に心が集中していない、途中で質問したくなる自分に気付くなど、自分自身が普段どのような聞き方をしているか振り返ることにもつながります。

聞く力も技能の一つですから、身に付けるためには繰り返しトレーニングをすることが必要です。

IV 各人権問題に対する取組

宮崎県では、令和4年3月に「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を策定し、あらゆる差別を解決し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指しています。

I 女性

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
昭和54(1979)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の採択
平成7(1995)年	「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言」の採択
平成27(2015)年	「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミット採択)の一つにジェンダー平等を設定
令和元(2019)年	「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の採択

国の取組

年	取組等
昭和61(1986)年	「男女雇用機会均等法」施行
平成11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」制定
平成12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定 ※平成17(2005)年、平成22(2010)年、平成27(2015)年に改定
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
平成13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 ※平成25(2013)年に改定
平成27(2015)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ※令和元(2019)年、令和4(2022)年に一部改定
平成30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ※令和3(2021)年に一部改定
令和2(2020)年	「第5次男女共同参画基本計画」策定
令和4(2022)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「AV出演被害防止・救済法」施行

県の取組

年	取組等
平成13(2001)年	男女共同参画社会づくりの推進拠点となる「宮崎県男女共同参画センター」の開設
平成14(2002)年	「みやざき男女共同参画プラン」策定 ※平成24(2012)年、平成29(2017)年に改定
平成15(2003)年	「宮崎県男女共同参画推進条例」施行
平成18(2006)年	「DV対策宮崎県基本計画」策定 ※平成21(2009)年、平成26(2014)年に改定
平成27(2015)年	「みやざき女性の活躍推進会議」の設立
平成28(2016)年	性暴力被害者等の総合的な支援を行う性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」の開設
平成31(2019)年	「第4次DV対策宮崎県基本計画」策定
令和4(2022)年	「第4次みやざき男女共同参画プラン」策定

(2) 現状と課題

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

国においては、平成 11 (1999) 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が施行、平成 12 (2000) 年 12 月に基本法に基づく国の計画として初めての男女共同参画社会基本計画が策定され、改定を重ねながら、様々な取組が進められてきました。

本県においても、この法律等の趣旨を踏まえ、平成 14 (2002) 年 3 月に「みやぎき男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成 15 (2003) 年 3 月には「宮崎県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進してきたところです。

しかしながら、世界経済フォーラムが令和 5 (2023) 年に公表したジェンダーギャップ指数では、日本は 146 か国中 125 位と、特に政治・経済分野での格差が大きく、その解消に向けた対策が求められています。

本県においても、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、女性への家事や育児などのアンペイドワーク（無報酬労働）の負担の偏重により、女性が就職を希望しながら実現できていない状況や女性の就業者の約半数が非正規雇用であることから、男女の賃金格差が生じている状況にあります。また、令和 2 (2020) 年に実施した「男女共同参画社会づくりの県民意識調査」においても、「社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合」は 2 割にも届いていません。

さらに女性は、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力・性犯罪の被害者になることが多く、被害も深刻であるとともに、近年、SNS などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した性犯罪など、暴力をめぐる状況は一層多様化しています。

女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など、男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等の意識を確立するため、男女平等を推進する教育の充実を図ることが求められています。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 男女が互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を発揮できるような学校（園）・学級経営を推進する。
- ② 一人一人の自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育の充実を図る。
- ③ 女性が精神的、身体的及び社会的に、より自分らしく生きていける。
- ④ 女性の人権について正しい知識と理解を深めるために、関係機関と連携した教育を推進する。

- ⑤ 幼児児童生徒が性別役割分担意識をもつことなく、仕事と育児・介護が両立する社会を築くことの重要性が理解できるような教育を推進する。
- ⑥ 学校（園）の教育活動全体を通して、進路指導やキャリア教育の内容の充実を図り、幼児児童生徒の望ましい職業観・勤労観を育み、一人一人の能力や適性を生かすことのできる指導の充実を図る。
- ⑦ 養護教諭との連携の下、人間尊重及び男女平等の精神に基づく性教育の指導の充実を図る。その際、学校（園）だけでなく、家庭や地域社会、関係機関との連携を図りながら、女性の人権や、互いの性に対する正しい理解や認識を深めていく必要がある。
- ⑧ DVやセクシュアル・ハラスメントなど女性を取り巻く様々な社会問題の現状と課題を把握し、女性の人権確立のための正しい理解と認識を深めるための研修を積極的に推進していくことが求められる。
- ⑨ 性犯罪・性暴力の加害者・傍観者にさせないための取組が必要であり、幼児児童生徒の発達段階や被害者の多様性等に配慮したきめ細やかな指導が必要である。

（４）参考資料等

- 令和６年度 女性に対する暴力をなくす運動（内閣府 男女共同参画局 ホームページ（以下「HP」と表記する。））
 - ※ ポスター、リーフレット、パンフレット等の啓発資料
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html
- デートDVって？（内閣府 男女共同参画局HP）
 - ※ これって当たり前？
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/date_dv/index.html
- 学校と地域で育む男女共同参画の促進（文部科学省HP）
 - ※ 教材及び教員向け指導の手引き
 （小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にするものの理解、
 固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き
 等を作成。）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm
- 生命（いのち）の安全教育教材・指導の手引き（文部科学省HP）
 - ※ 「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き
 （幼児期から高校生までの各段階別における 教材・授業展開例等）
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html#elementary-high



2 子ども

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
平成元(1989)年	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択 ※「児童に関する全ての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮されること」と明記(日本は平成6(1994)年に批准)

国の取組

年	取組等
平成11(1999)年	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」制定
平成12(2000)年	「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ※平成19(2007)年に改定
平成15(2003)年	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)施行
平成21(2009)年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
平成22(2010)年	「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成24(2012)年	子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」等)施行
平成25(2013)年	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26(2014)年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
令和5(2023)年	「こども基本法」施行

県の取組

年	取組等
昭和52(1977)年	「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」制定
平成17(2005)年	「次世代育成支援宮崎県行動計画」策定 ※平成22(2010)年に新たな「次世代育成支援宮崎県行動計画」策定
平成26(2014)年	「宮崎県いじめ防止基本方針」策定
令和2(2020)年	「宮崎県社会的養育推進計画」策定
	「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」策定
	「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」策定

(2) 現状と課題

物質的に豊かになり、生活の利便性が向上する一方で、生活体験や自然と触れ合う機会が減少したことにより、子どもたちに生命や自然を大切に作る心、我慢する心や物を大切に作る心が育ちにくくなっています。

さらに、少子化、核家族化の進行や、都市化の進展などに伴う地域の人間関係の希薄化により、子育て中の家庭が孤立しがちになっています。このため、子育てについての不安や悩みなど精神的負担が増大するとともに、過保護や過干渉、放任という状況も表れており、子どもに対して、規範意識、社会性、共生の心を育てにくい環境となっています。

家庭の養育力の低下や地域の連帯感・人間関係の希薄化などにより、子どもや家庭をめぐる問題は多様化・複雑化しており、全国では虐待により幼い命が奪われるなどの深刻な事案が起っておりあります。

児童虐待相談対応件数は、全国的に増加傾向にあり、本県の令和5年度の相談対応件数は、1,791件となっています。近年増加している理由としましては、児童虐待死亡事件の全国的な報道等による関心の高まりや、児童相談所への無料直通ダイヤル「189」（いちはやく）など、相談窓口・方法の周知が進んだこと、警察や学校などの関係機関等による通告の徹底が図られたことが考えられます。

※相談対応件数は、令和4年度の2,019件が最も多い。

また、児童売春やインターネット上における児童ポルノ、露骨な性描写、暴力・残虐シーンなどの有害情報の氾濫、覚せい剤等薬物乱用、SNS等の利用を通じて犯罪に巻き込まれるなど憂慮すべき社会状況も見られます。

学校ではいじめや不登校、非行等の問題行動が依然として深刻な状況にあります。

加えて、家庭が貧困であるため、子どもの日常生活や教育等に影響が及ぶ「子どもの貧困」の問題や家族の介護や幼い弟や妹等の世話等を行っているヤングケアラーの問題があります。特に、ヤングケアラーは表面化しにくい問題です。

子どもの健やかな成長を促すためには、子どもの権利が擁護されることが重要です。子どもを取り巻く様々な場面において、引き続き子どもの権利が尊重されるよう、家庭、学校、地域社会が互いに連携を図りながら、それぞれの教育力を高め、その力を十分に発揮するとともに、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取組を積極的に推進していくことが求められます。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒の人権意識の高揚を図るための教育を幼（保）小中高を通じ、一貫して実施することが求められます。

そのためには、各学校（園）における人権教育を充実させるとともに、幼児児童生徒の人権に配慮し、一人一人を大切にされた学校（園）・学級経営が行われる必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 生命や人権を尊重する心、正義や公正さを重んじる心をもつとともに、互いの違いを受け入れることができる幼児児童生徒の育成を図り、共に生きる社会の実現を目指すように努める。
- ② いじめは幼児児童生徒の人権に関わる重要な問題であり、人間として絶対に許されないとの認識の下に、その解決を図るため、相談体制の整備のほか、研修の充実、家庭や地域社会への啓発の充実に努める。
- ③ ボランティア活動などの地域社会への参加や奉仕活動、自然との触れ合いなどの体験活動を通して、人権尊重の精神の涵養、社会の一員としての役割の自覚を促し、心豊かな幼児児童生徒の育成を目指す。
- ④ 幼児児童生徒一人一人の生活環境を十分に把握し、それぞれの発達段階に応じた豊かな人権感覚を身に付けさせるための適切な指導を行う。
- ⑤ 学校（園）の取組を公表したり、幼児児童生徒と保護者が一緒になって取り組む活動を工夫したり、保護者や地域の人々との意見交換をする場を設定したりするなど、学校（園）・家庭・地域社会が連携し、共に育てていくという視点に立ち、幼児児童生徒の人権を尊重し、生命や安全を守るための取組を行う。

- ⑥ 幼児児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、一人一人が人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられるような想像力を身に付けるための多様な体験的な活動を、学校（園）の実態等に応じて積極的に取り入れる。その際、事前指導や事後指導を工夫し、その取組が単発のイベントのようなものに終わることなく、計画的・系統的に取り組む必要がある。
- ⑦ 教職員は、幼児児童生徒の意見をしっかりと受け止めて聞くことや明るく丁寧な言葉で声を掛けるなど、一人一人の大切さを自覚し、一人の人間として接するという態度をもって指導していく必要がある。特に、不登校（傾向）のある幼児児童生徒には、このような配慮が求められる。
- ⑧ 教職員は、いじめや暴力をはじめとし、他の人を傷付けるような問題が発生したときは、これらの行為を見過ごすことなく、学校（園）全体として適切かつ毅然とした指導を行い、正義が貫かれるような学校（園）・学級にしていかななくてはならない。
- ⑨ 教職員は、校内研修や校外研修、自己研修等を通じ、人権尊重の意識を高め、自分自身の人権感覚を磨くなど、資質の向上を図ることが求められる。
- ⑩ 教職員は、人権尊重の理念について十分に認識し、幼児児童生徒一人一人が大切にされていることを自ら実感できるような環境づくりに努める必要がある。その際、教職員による自らの言動が、幼児児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識しておかなければならない。

（４）参考資料等

- こども基本法（こども家庭庁HP）

- ※ こども基本法の概要、パンフレット、動画等
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>



- 生徒指導等について（文部科学省HP）

- ※ 「生徒指導提要(改訂版)」、「いじめ問題を含む子供のSOSに対する文部科学省の取組」、「不登校」、「子どもの自殺予防」、「教育相談」等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/index.htm



- ※ 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]
 （「指導の在り方編」、「実践編」）

- ※ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm



- ※ 別冊 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]実践編
 （学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等、他）

- ※ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370730.htm



- 人権同和教育課作成各種資料等（宮崎県教育研修センターHP）

- ※ 人権教育、いのちの教育、生徒指導関係等
<https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/jindoukyouiku/>



3 高齢者

(1) これまでの取組

国の取組

年	取組等
平成7(1995)年	「高齢社会対策基本法」制定
平成8(1996)年	「高齢社会対策大綱」策定
平成12(2000)年	「介護保険法」施行
平成18(2006)年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成24(2012)年	新「高齢社会対策大綱」策定
平成28(2016)年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立
平成30(2018)年	新「高齢社会対策大綱」策定
令和元(2019)年	「認知症施策推進大綱」策定
令和5(2023)年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立

県の取組

年	取組等
令和6(2024)年	「宮崎県高齢者保健福祉計画(第10次宮崎県高齢者保健福祉計画・第9期宮崎県介護保険事業支援計画・第2次宮崎県認知症施策推進計画)」策定

(2) 現状と課題

高齢者に対する身体的・精神的な虐待や判断能力の不十分な高齢者に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法などによる財産侵害をはじめとする人権侵害が社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域や家庭で人間としての尊厳を保ちながら、安心して生活できるよう、高齢者個人の状況や多様なニーズに対応した保健・福祉サービスの提供をはじめ、社会参加の促進や相談体制の強化など、地域社会全体で高齢者の人権に配慮し、高齢者がその家族を支援していく体制づくりや高齢者の権利を擁護する仕組みの普及・充実が重要な課題となっています。

そして、県民全てが健康で生きがいをもって過ごすことのできる地域社会を築くためにも、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、ともに高齢社会を支え合う県民意識の醸成を図っていく必要があります。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、高齢者の人権についての理解を深めながら高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進することが求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 高齢者に対する偏見や差別の問題に気付かせるとともに、自分自身の課題として捉えることができるようにする。

- ② 幼児児童生徒が高齢者と交流をする中で、相互理解や連帯感を深めるようにする。その際、できるだけ高齢者のもつシニアパワー（優れた知識・技能、経験等）が生かせるような場を設定する。
- ③ 「敬老の日」「老人の日・老人週間」の行事を通じ、幼児児童生徒が高齢者の福祉について関心と理解を深めることができるようにする。
- ④ 教職員は、高齢者の人権に関わる研修を深め、家庭・地域社会と連携・協力を図りながら指導を充実する。

(4) 参考資料等

- 高齢者や障害者、子どもや女性に対する人権侵害をなくそう
(政府広報オンライン)
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/2.html>



- 「人権を学ぼう」コーナー（人権ライブラリー）
※ 高齢者
<https://www.jinken-library.jp/study/senior.php>



4 障がいのある人

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
昭和50(1975)年	「障害者の権利に関する宣言」採択
昭和56(1981)年	「国際障害者年」
昭和57(1982)年	国連総会で「障害者に関する世界行動計画」の採択
平成18(2006)年	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の採択(日本は平成26(2014)年に批准)
令和4(2022)年	国連の障害者権利委員会による第1回政府報告対面審査

国の取組

年	取組等
平成5(1993)年	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
平成12(2000)年	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」の制定
平成14(2002)年	障がい者の資格・免許取得に関して、各種法令の欠格条項を見直す改正法の施行
平成17(2005)年	「発達障害者支援法」施行
平成18(2006)年	「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」施行
	「障害者自立支援法」施行
平成23(2011)年	「障害者基本法」改正
	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」制定
平成25(2013)年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」施行
	「改正障害者雇用促進法」施行
平成28(2016)年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行
令和6(2024)年	「改正障害者差別解消法」施行 ※事業者の合理的配慮の義務化等

県の取組

年	取組等
平成12(2000)年	「人にやさしい福祉のまちづくり条例」制定
平成28(2016)年	「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例(障がい者差別解消条例)」施行
平成31(2019)年	「第4次宮崎県障がい者計画」策定
	「手話等の普及及び利用促進に関する条例」施行
令和3(2021)年	「第6期宮崎県障がい福祉計画(第2期宮崎県障がい児福祉計画)」策定
令和6(2024)年	「障がい者差別解消条例」改正
	「第5次宮崎県障がい者計画」改定
	「第7期宮崎県障がい福祉計画(第3期宮崎県障がい児福祉計画)」改定
	「宮崎県発達障がい者支援計画」改定

(2) 現状と課題

令和5（2023）年に県が実施した「障がい者アンケート調査」結果では、「これまでに障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたこと」が「ある」との回答が20.5%（前回調査：平成30（2018）年度33.4%）、県民の障がい者への理解と認識が「以前よりは深まったがまだ不十分」又は「深まっていない」との回答が合計37.8%（前回調査：平成30（2018）年度54.3%）となっており、今後も、障がいを理由とする差別の解消や県民への理解の促進の取組が必要となっています。

障がい者の就労に必要な環境・条件整備については、「障がい者を雇用する事業主の理解」の割合（39.7%）が最も高く、次に「職場仲間の障がい者への理解」（31.3%）が続いています。

障害者雇用促進法の改正により、令和6年4月から民間企業の法定雇用率2.3%から2.5%へ、令和8年7月からは2.5%から2.7%へ段階的に引き上げられる中、障害者就労に関する普及のための啓発・広報等の一層の取組が必要となっています。

また、障がい者の養護者や障がい者福祉施設従事者等による虐待、就労の場での障がいを理由とした使用者からの不当な扱いなどの虐待が確認されており、虐待の未然の防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立支援と併せて、虐待をした養護者に対する支援を行うなど、障がい者への権利擁護の取組が必要となっています。

障がいを理由とする差別解消を一層推進するため、令和6（2024）年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供が義務付けられることとなります。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現することが求められます。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒が障がいのある人に関わる人権上の問題に主体的に気付くことが必要です。そのためには、障がいのある人に対する理解を深め、思いやりの心を育むとともに、ボランティア等の体験活動への参加を促進し、障がいのある人との交流など多様な学習の機会を充実していくことが大切です。

特に、障がいのある幼児児童生徒との交流は、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ場として捉えることが大切です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 障がいを正しく理解することにより、障がいのある人の問題を社会全体の課題として認識し、共に解決していこうとする態度を育成する。
- ② 一人一人の違いを個性として捉え、認め合い、障がいのある人に対する偏見や差別の問題を解決していく実践力を身に付けるため、共に生きる社会の実現を目指す態度を育成する。
- ③ 障がいのある人自身の進路に関する自己選択や自己決定を尊重し、その思いや願いを共有、共感することを通して、支援やネットワークの活動に積極的に関わる態度を育成する。
- ④ 障がいのある人の社会参加を実現していくために進路指導を充実させ、社会の中で互いの生き方を認め合う人間関係づくりに取り組む。

(4) 参考資料等

- 障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府HP）
 - ※ 障害者差別解消法の概要、基本方針、対応要領 対応方針など
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

- 障害者差別解消法（内閣府障害者施策担当 作成資料）
 - ※ 合理的配慮の提供等事例集
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki_jirei.pdf

- 障害を理由とする偏見や差別をなくしましょう（法務省HP）
 - ※ 政府の取組、各種資料等
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00131.html

- 教育的観点からの合理的配慮の提供に関するガイド（宮崎県HP）
 - ※ 合理的配慮の不提供の禁止
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/ky-tokubetsushien/kyoikukosodate/kyoiku/gouriteki/index.html>



5 同和問題（部落差別）

（1）これまでの取組

国の取組

年	取組等
昭和40(1965)年	同和对策審議会答申 ※同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題と明記
昭和44(1969)年	「同和对策事業特別措置法」施行(10年間の時限法(3年間延長)) ※生活環境の改善等の特別対策を実施
昭和57(1982)年	「地域改善対策特別措置法」施行(5年間の時限法)
昭和62(1987)年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)」施行 ※5年間の時限法(5年間延長)
平成8(1996)年	「地域改善対策協議会意見具申」 ※地对財特法を5年間延長。また、特別対策は平成14(2002)年をもって終了し、以降は人権教育・啓発を中心とした、一般対策に移行することなど、今後の施策の方向性を提示
平成12(2000)年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ※人権教育・啓発は国及び地方公共団体の責務であると明記
平成14(2002)年	33年間の特別対策の終了 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定(平成23(2011)年一部変更)
平成28(2016)年	「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行

県の取組

年	取組等
昭和52(1977)年	「宮崎県同和教育基本方針」策定
平成17(2005)年	「宮崎県人権教育・啓発推進方針」「宮崎県人権教育基本方針」策定
平成26(2014)年	「宮崎県人権教育・啓発推進方針」「宮崎県人権教育基本方針」改定
令和4(2022)年	「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」施行
令和6(2024)年	「宮崎県人権施策基本方針」策定 「宮崎県人権教育基本方針」改定

（2）現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に基づく、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかる重大な社会問題です。

我が国では、同和問題の早期解決を図るため、昭和40(1965)年の同和对策審議会の答申を受けて、昭和44(1969)年に「同和对策事業特別措置法」(昭和44(1969)年7月～昭和57(1982)年3月)を制定後、数々の施策を推進してきました。

このような特別対策により、生活環境の改善をはじめとする物的な面での較差は大きく改善されたことから、平成14(2002)年3月31日をもって33年間にわたる特別対策は終了し、その後は一般対策の中で対応することとなりました。

本県においても、同和問題の早期解決に向けて同和对策事業を推進し、その結果、住宅、道路などの生活環境については相当程度改善されました。

また、平成12(2000)年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受けて、平成17(2005)年に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定(平成26(2014)年改定)し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の理解を深め、人権尊重社会の実現を目指した人権教育の推進や様々な啓発活動を積極的に展開するなど、同和問題の早期解決に向けた人権意識の

高揚に努めています。

しかしながら、令和4（2022）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「子どもが同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合にどうするか」との問いに対して、肯定的な回答（「子どもの意思を尊重し、親として支援・助力していく」等）が64.4%と、前回調査の60.3%より増加するとともに否定的な回答（「親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたない」等）も12.3%と前回の調査より1.4ポイント減少していますが、結婚や就職等の場面における差別意識の解消という点では今なお課題を残しています。

また、全国的には、今でも身元調査のための戸籍謄本等の不正取得事件等が発生しているほか、インターネット上で、同和問題に関する差別的な書き込みや、差別を助長・誘発する目的で同和地区の名称や所在地情報等を流布する行為など、情報化の進展に伴って部落差別に関する悪質な事象も発生しています。

このような状況を踏まえて、平成28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務が改めて示されました。

同和問題に対する県民の正しい理解と認識が得られるよう、これまでの取組の経緯と成果を踏まえ、差別意識の解消に向けた、より積極的な教育・啓発活動が求められています。

（3）指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校（園）や地域の実情を踏まえ、学校（園）が相互に連携を図り、全教育活動を通して同和問題についての正しい知識を身に付け、基本的人権を尊重する意識や態度を育成し、同和問題の解決を図るための実践力を養うことが求められます。

さらに、同和問題の解決を図るための意志と実践力に富んだ指導者の養成や研修の充実に努める必要があります。

指導においては、以下の内容に配慮することが必要です。

- ① 社会科、地理歴史科及び公民科は同和問題との関連が強く、適切な指導が必要である。小学校第6学年、中学校、高等学校、特別支援学校の教科書で、同和問題に関する内容を取り上げている。したがって、教師は、教科書表記の変遷を踏まえつつ、同和問題に対する正しい知識と認識をもち、同和問題を解決するための意志と実践力とをもちた児童生徒の育成に努めなければならない。
- ② 社会科、地理歴史科及び公民科の学習指導においては、教科書の目標と人権教育の目標との関わりを明確にし、児童生徒の発達段階を十分考慮した指導が必要である。

社会科のねらいは、公民としての資質・能力の基礎を育成することであり、また、地理歴史科及び公民科の学習指導においては、公民としての資質・能力の育成することを目指している。

公民としての資質・能力とは、選挙権を有する18歳に求められる「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な資質・能力」のことである。

こうした公民としての資質・能力は、人権尊重の理念を生かすためには不可欠なものである。

ア 社会科、地理歴史科及び公民科における同和問題に関する基本的な考え方

社会科、地理歴史科及び公民科の目標

人権教育の目標

同和問題の歴史的、社会的要因等を正しく理解させ、差別に関わる偏見の不合理性を認識させるとともに、同和問題を解決しようとする意欲や態度を育てる。

- 望ましい職業観・勤労観を育て、基本的人権を尊重する民主的な人間の形成を図る。
- 同和問題について正しい認識を深め、差別のない明るい社会の実現を目指す実践的態度を育てる。
- 広い視野に立った科学的・合理的な考え方を育てるとともに、部落差別をはじめとするあらゆる差別に関わる偏見の不合理性を認識させる。

イ 指導計画作成上の手順

① 社会科、地理歴史科及び公民科の目標と同和問題との関連を明らかにする。	○ 基本的人権の尊重に関わるねらいや内容は、人権教育の基本理念であり、社会科、地理歴史科及び公民科の目標と共通するものであることを明確にして、共にねらいが達成されるよう配慮する。
② 人権教育の目標と照らし合わせて指導内容を見直す。	○ 同和問題や望ましい職業観・勤労観に関する指導内容については、人権教育の目標と照らし合わせて、精選する。
③ 学年別単元一覧表を作成する。	○ 各単元や分野間の関連を図るとともに、同和問題に関する内容を整理し、単元一覧表を作成する。
④ 年間指導計画を作成する。	○ 同和問題に関する内容について、単元名、目標、指導時数、学習内容、資料等を明らかにし、同和問題の指導が適切に行われるよう、児童生徒の発達段階を考慮して指導計画に位置付ける。

ウ 指導に当たっての留意点

① 全職員の共通理解に立って指導すること。	○ 人権教育は広い視野に立って、学校における全教育活動を通して進められるべきものである。そのためには、学校における人権教育の基本的立場を踏まえ、学級においても、日頃から学級の望ましい人間関係の醸成を図り、社会科、地理歴史科及び公民科における同和問題に関する指導内容の正しい理解と認識が深められるようにする。
② 全職員が研修を深め、指導に積極的に関わること。	○ 社会科、地理歴史科及び公民科の教師だけでなく、同和問題について識見を高めるための研修を全職員を対象に行い、同和問題に関する指導内容や指導方法についての理解を深める。

<p>③ 学校や地域、更には、児童生徒の実態に応じて指導すること。</p>	<p>○ 学校や地域の特性を十分考慮するとともに、児童生徒の実態や発達段階に即して、教科書の記述内容に基づいて、偏った資料ではなく、適切な資料をもとに指導する。その際、児童生徒が興味本位に受け止めることのないよう事実に基づいて指導し、差別事象を誇張したり、歪曲したりすることのないように配慮する。</p> <p>○ 同和問題（部落差別）に関する教科書の記述は変化している。江戸時代の身分制度をピラミッド型の図式で指導しないようにする。</p>
<p>④ 部落史の研究成果を踏まえ歴史を総合的に捉える学習にすること。</p>	<p>○ 差別されてきた人々の生活の悲惨さを強調するのではなく、文化や生産など社会に貢献してきた生き方に視点を当てた学習内容とする。</p>
<p>⑤ 同和問題を江戸時代の歴史の中に埋没させず、近現代も含めて歴史の流れの中で捉えさせ、同和問題が現在も続いている問題であることを理解させること。</p>	<p>○ 特別に取り出して「特殊な歴史」扱いにしない。</p> <p>○ 結婚差別や就職差別、差別発言や差別落書きなど、今なお残っている部落差別に対して、正しい理解と認識を深める。</p> <p>○ 特に、賤称語については、現在もこの言葉で深く傷付けられている人々がいて、この言葉は、差別をなくすためのみに使うことを許されるものであり、相手を攻撃したり冗談で使ったりすることは許されないものであることを理解させる。</p>
<p>⑥ 同和問題を自分の問題として捉え、正しく判断し行動すること。</p>	<p>○ 現在も差別されている人々の思いや願いを理解し、同和問題を解決するために何ができるか判断し、実践していこうとする態度を養う。</p>

(4) 参考資料等

- 宮崎県教育委員会教職員向け資料（宮崎県教育研修センターHP）

※ 同和問題（部落差別）に関する具体的な指導について

<https://himuka.miyazaki-c.ed.jp/jindou/r03douwamondai.pdf>



※ まなぼう！ 同和問題 ～部落差別を解消するために～

https://himuka.miyazaki-c.ed.jp/family/data/h29_manabou_douwa2.pdf



- 人権教育指導資料－社会教育－（みやざき学び応援ネット）

※ 4. 現状と課題「7. 同和問題」

<https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/human.html>



6 外国人

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
昭和23(1948)年	「世界人権宣言」採択
昭和40(1965)年	「人種差別撤廃条約」採択(日本は平成7(1995)年に加入)
昭和41(1966)年	「国際人権規約」採択(昭和51(1976)年発効。日本は昭和54(1979)年に批准)

国の取組

年	取組等
平成28(2016)年	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行
平成29(2017)年	「外国人技能実習法」施行
平成30(2018)年	「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」策定
令和元(2019)年	在留資格「特定技能」創設
令和4(2022)年	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」策定

県の取組

年	取組等
平成13(2001)年	「宮崎県国際化推進基本指針」策定
平成17(2005)年	「宮崎県国際化推進プラン」策定
平成23(2011)年	「みやざき国際化推進プラン」策定
令和元(2019)年	「みやざきグローバルプラン」策定
	みやざき外国人サポートセンターの開設 ※外国人住民等からの相談に対する多言語での対応のほか、生活や防災に関する情報提供等を実施
令和5(2023)年	「みやざきグローバルプラン(第2期)」策定

(2) 現状と課題

国際化の進展に伴い、日本に在留する外国人が増加し、その国籍や言語も多様化する傾向にあります。このため、言語や習慣、文化等の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。中でも、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチが大きな問題となっており、こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人への偏見や差別意識を生じさせることにもつながりかねないため、平成28(2016)年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

本県における外国人数(参考:宮崎県商工観光労働部「令和5年度宮崎県の国際化の現状」)は、令和4(2022)年12月末現在8,309人で、国籍別にはベトナム籍が31%(構成比、以下同じ)と最も多く、次いでインドネシア籍の12.7%、中国籍の12.3%となっており、県内には90の国・地域の外国人が住んでいます。

また、令和4(2022)年10月末現在、県内で雇用されている外国人労働者数は5,616人(平成29(2017)年:3,490人)、外国人技能実習生数は3,298人(平成29(2017)年:2,342人)となっており、5年前からそれぞれ約1.5倍となっています。労働力の流動化、国際化により、

今後県内においても、外国人労働者は増加していくことが予想されます。

なお、令和4（2022）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、日本に居住する外国人に関して、人権上問題があることとして、「言葉や習慣、宗教が違うので地域社会に受け入れられにくい」（38.0%）と回答した方が最も多くなっています。

あらゆる差別を許さない意識を醸成していくために、一層の相互理解の機会や教育啓発活動に取り組んでいく必要があります。

本県では、多文化共生社会づくりや国際交流の促進等を図るため、令和元（2019）年に「みやざきグローバルプラン」を策定し、令和5（2023）年にこのプランを改定しました。

今後も、このプランを基本として、外国人の人権を擁護するために、児童・生徒・学生に対する人権教育の充実や県民に対する啓発活動を行い、子どもから大人まであらゆる年代の外国人が安心して生活できる環境づくりを推進することが求められています。

（3）指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、これからの国際社会に生きる幼児児童生徒が、外国人や外国の文化に親しみをもち、正しく理解し、共によりよい社会を形成していこうとする態度の育成が求められます。そのため、国際化の著しい進展を踏まえ、異なる習慣・文化、価値観をもった人々と共に生きることの大切さを理解させる必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 外国人の幼児児童生徒が集団生活に適応したり、自らの思いを表現したりできるように日本語指導を含めた支援を充実する。
- ② 外国人の幼児児童生徒が能力や適性を十分に発揮し、自己実現を図ることができるよう、保護者や関係機関と連携し、適切な進路指導を行う。
- ③ 外国人の幼児児童生徒が日本で暮らしている社会的背景及び関係する国の歴史や文化・習慣について理解が深まるような学習を推進する。
- ④ 国際化の著しい進展を踏まえ、教育活動全体を通じて、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度を育成する。

（4）参考資料等

- 外国人の人権を尊重しましょう（法務省HP）

※ ポスター、外国人に係る人権侵害事案と人権擁護機関の対応例、
各種資料・関連リンク先等

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html



- 令和5年度「宮崎県の国際化の現状」（宮崎県HP）

※ 国際化推進の取組、県内の外国人、多文化共生等

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kokusai->

[keizaikoryu/kanko/koryu/20240208085445.html](https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kokusai-keizaikoryu/kanko/koryu/20240208085445.html)



7 HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等

(1) これまでの取組

ア HIV感染者等

国際社会の取組

年	取組等
昭和63(1988)年	「世界エイズデー」(12月1日)制定
平成8(1996)年	「国連合同エイズ計画(UNAIDS)」発足
	「HIV及びエイズと人権に関するガイドライン」採択
令和3(2021)年	「世界エイズ戦略2021～2026」策定

国の取組

年	取組等
平成元(1989)年	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行
平成11(1999)年	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」策定 ※平成18(2006)年、平成24(2012)年、平成30(2018)年に改定

イ ハンセン病患者・元患者等

国の取組

年	取組等
昭和6(1931)年	「癩予防法」制定 ※全患者を対象とする強制隔離政策の強化・拡大
平成8(1996)年	「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ※隔離政策の終結
平成13(2001)年	熊本地裁において隔離政策について国の損害賠償責任を認める判決
	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
平成20(2008)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 ※ハンセン病患者であった人々への偏見・差別を解消し、地域社会で良好な生活を送ることができるようにする。
令和元(2019)年	熊本地裁においてハンセン病元患者家族への国の損害賠償責任を認める判決
	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行

(2) 現状と課題

ア HIV感染者等

エイズ(後天性免疫不全症候群)は、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染し、免疫力が低下することによって発症するもので、HIV感染者とは、HIVの感染が確認されているものの、エイズを発症していない状態の人をいいます。

HIV感染者及びエイズ患者(以下「HIV感染者等」という。)は世界では約3,990万人おり(参考:UNAIDS「ファクトシート2024」)、我が国でも、令和5(2023)年に669人の新規HIV感染者等が報告されています(参考:厚生労働省「令和5(2023)年エイズ発生動向」)。

H I Vの主な感染経路は性的接触、血液感染、母子感染ですが、性的接触以外の日常生活において感染する可能性はほとんどありません。また、治療の進歩によって、H I V感染者の早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができるようになりました。

しかしながら、正確な情報が十分に伝わっておらず、原因不明で有効な治療法がなく死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が少なくありません。そのことが、感染を心配する人たちを検査や治療から遠ざけ、偏見や差別を招く一因となっています。

今後とも、エイズについての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、本人の人権を尊重し、偏見や差別意識を解消するための啓発活動など、一人一人が安心して医療を受けながら暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められています。

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、現在では、発病した場合であっても、治療方法が確立しています。

そのため、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんでしたが、我が国においては、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。このことにより、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別につながりました。

この隔離政策は、平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により終結しました。

しかし、療養所入所者の多くは、強制隔離の期間が長期に及んだことや高齢化、社会の偏見や差別が未だに存在することなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。

今後とも、ハンセン病についての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、その本人や家族の人権を尊重し、偏見や差別意識を解消するための啓発活動など、一人ひとりが安心して医療を受けながら暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められています。

ウ 感染症患者等

令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の国内流行により、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者、感染症に対応する医療・福祉従事者、さらにはその家族等に対して、様々な誹謗中傷や偏見、差別が発生したほか、県外との往来者や流通業など社会生活の維持に欠かせない職業に従事する人々に対しても、偏見や差別が広がりました。

令和4（2022）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」の結果においても、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題として、「感染者とその家族」、「治療に当たる医療従事者等やその家族」、「集団感染が発生した医療機関・学校等」に対する誹謗中傷や差別的な取扱いを問題と考えている回答が上位に挙げられています。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正（令和3（2021）年2月施行）により、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別的取扱いを防止するための規定が設けられました。

今後も新興感染症や再興感染症が流行した際には、未知のウイルスに対する不安や無理解等により、同様の差別的行為等を受けることのないよう、誹謗中傷や偏見、差別を防止するため、正しい知識の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

ア HIV感染者等

学校教育においては、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別意識を払拭するために、エイズ教育（性教育）の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることが必要です。そのためには、正しい理解を図るための教材開発や教職員の研修を充実することが大切です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① HIV感染等について正しく理解するとともに、偏見や差別の実態を正しく捉え、共に生きる社会を築こうとする態度や実践力を高める学習に努める。
- ② 幼児児童生徒の家族にHIV感染者・エイズ患者がいたり、HIVに感染している幼児児童生徒が在籍したりしている場合には、偏見や差別に傷付き、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。
- ③ 養護教諭や関係機関との連携を図りながらエイズ教育（性教育）の指導の充実に努める。

イ ハンセン病患者・元患者等

学校教育においては、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病患者・元患者等に対する正しい理解が深まるような学習が求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① ハンセン病患者・元患者等の当事者の話を聞くことや施設を訪問するほか、厚生労働省作成のパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画及び冊子等を活用して、ハンセン病や患者等に対する正しい理解を深め、偏見や差別意識を解消していく態度や実践力を高める学習を行う。
- ② 国の政策や判決等の学習だけに終わることなく、ハンセン病患者・元患者等と共に生きる社会の実現を目指す態度の育成を図る。

ウ 感染症患者等

学校教育においては、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、新型コロナウイルス感染症等の疾患に対する正しい理解が深まるような学習が求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画「新型コロナウイルス～差別・偏見をなくそうプロジェクト～」や関連資料などを活用して、正しい理解を深め、感染者やその家族、医療従事者等への偏見や差別意識を解消していく態度や実践力を高める学習を行う。

(4) 参考資料等

- 「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料（文部科学省HP）
※ 関係法令等、通知、パンフレット・白書等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoyo/1322245.htm



- 「API-Net」（エイズ予防情報ネット）
※ HIV／エイズの知識、世界・日本の状況等
<https://api-net.jfap.or.jp/index.html>



- ハンセン病の向こう側（厚生労働省 作成資料）
※ 中学生向けパンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/dl/h0131-5i.pdf>



- ハンセン病問題を正しく伝えるために（厚生労働省 作成資料）
※ 指導者向けパンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/dl/h0131-5j.pdf>



- ハンセン病について正しく理解しましょう（宮崎県HP）
※ ハンセン病とは、宮崎県の取り組み等
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenkozoshin/kurashi/hoken/20220611101957.html>



- 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて
（文部科学省HP）
※ 新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト等
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html



- 感染症に関連した偏見や差別をなくしましょう（法務省HP）
※ 様々な感染症、感染症に関する差別にお悩みの方へ等
https://www.moj.go.jp/JINKEN/stop_coronasabetsu.html



8 犯罪被害者等

(1) これまでの取組

国の取組

年	取組等
昭和56(1981)年	「犯罪被害者等給付金支給法」施行 ※現在、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改題
平成12(2000)年	「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」制定 ※現在、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に改題
平成16(2004)年	「犯罪被害者等基本法」制定
平成17(2005)年	「犯罪被害者等基本計画」策定 ※平成23(2011)年、平成28(2016)年に改定
令和3(2021)年	「第4次犯罪被害者等基本計画」策定

県の取組

年	取組等
平成8(1996)年	県警察本部が「宮崎県警察被害者対策要綱」を制定 ※平成23(2011)年に「宮崎県警察犯罪被害者等支援要綱」に改定
平成11(1999)年	県警察本部に「犯罪被害者対策室」を設置 ※現在、「犯罪被害者支援室」に改称
平成16(2004)年	社団法人宮崎犯罪被害者支援センターの設立 ※現在、「公益財団法人みやざき被害者支援センター」に改称
平成28(2016)年	性暴力被害者等の総合的な支援を行う性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」の開設
令和3(2021)年	「宮崎県犯罪被害者等支援条例」施行
令和4(2022)年	「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画」策定

(2) 現状と課題

犯罪被害者とその家族又は遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)は、突然、事件・事故に遭遇し、生命を奪われる(家族を失う)、身体を傷つけられる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けるだけでなく、それに伴い生じる精神的な苦痛や再び犯罪の被害に遭うことへの不安、さらに、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等による二次被害にも苦しみ、社会から孤立する状況も見られます。

特に、性犯罪被害者の場合は、被害に遭ったことを周囲に相談しづらかったり、また、相談する場合も自身の被害について繰り返し話さなければならないことで、更に精神的ダメージを受けたり、被害直後のみならず、相当な期間を経過しても様々な困難や苦しみに直面しています。

このような状況に置かれた犯罪被害者等に対して、個人の尊厳にふさわしい処遇が保障され、早期に被害から回復し、平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、関係機関の連携の下、犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない、適切できめ細かな支援を行っていくとともに、県民一人ひとりが犯罪被害者等の声に耳を傾け、その置かれている状況についての理解を深めるための啓発活動等を推進する必要があります。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、犯罪被害者等が精神的被害や経済的被害など様々な苦しみを背負っていることを理解させるとともに、犯罪被害に対する周囲の人からの偏見や差別、マスコミによるプライバシーの侵害など様々な問題について認識を深めさせることが必要です。

指導においては、以下の点について配慮することが必要です。

- ① 犯罪被害者等の立場を十分配慮した上で、慎重に学習が進められるようにする。
- ② 法の整備や犯罪被害者等の支援の必要性に関する意識の高まりなどについて、調査したり、まとめたりする機会を設けることにより、犯罪被害者等の思いや願いを十分に理解できるようにする。

(4) 参考資料等

- 決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには？

(政府広報オンライン)

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/3.html>



- 法務省における犯罪被害者等施策（法務省HP）

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00100.html



9 インターネットを利用した人権侵害

(1) これまでの取組

国の取組

年	取組等
平成14(2002)年	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行 ※プロバイダ等の保有する発信者の情報の開示請求が可能となった。
平成15(2003)年	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行
	「個人情報保護法」施行
平成21(2009)年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
平成26(2014)年	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ規制法)」施行
令和4(2022)年	「刑法等の一部を改正する法律」施行 ※侮辱罪の法定刑引き上げ
	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」施行 ※新たな裁判手続(非訴手続)の創設、開示請求を行うことができる範囲の見直し
令和5(2023)年	「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」施行
令和6(2024)年	「情報流通プラットフォーム対処法」公布 ※令和7(2025)年施行予定

(2) 現状と課題

インターネットは、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等を使って、誰でも気軽に情報を受信・発信できる便利なメディアとして、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、本人の了承を得ずに住所や顔写真等のプライバシーを侵害する情報を掲載したり、他人を誹謗中傷する表現、特定の民族・国籍の人々や同和問題(部落差別)に関して差別を助長する表現等が、SNSやインターネット掲示板等に掲載されるなど、人権に関わる様々な問題が発生しており、インターネット上の人権侵害の問題は、近年深刻化しています。

また、スマートフォンをはじめ、様々なインターネット接続機器等の普及に伴い、子どものインターネットの利用時間は増加傾向にあり、SNS等の利用を通じたじめや児童ポルノ等の犯罪被害、対人関係のトラブルなど、子どものインターネット利用による様々な問題が起っています。インターネット上に掲載された情報等は、一旦拡散してしまうと完全に削除することは非常に困難です。

令和4(2022)年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、関心をもっている人権として、「インターネットによる人権問題」と回答した方は35.2%で、これは全体の3番目に高い数値となっており、インターネットによる人権問題への県民の関心は高いといえます。

また、インターネットにおいて、人権上問題があることとして、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報が掲載されている」(64.9%)、「プライバシーに関する情報や写真が無断で掲載されており、一旦拡散してしまうと削除が困難である」(53.8%)

等を問題と考えている方が多くなっています。

インターネットを利用した人権侵害を防止するため、インターネット利用者やプロバイダ等が、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進することが求められています。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、情報化推進リーダーの下、職員研修を実施し、インターネットを活用した教育の充実を図るとともに、幼児児童生徒一人一人に対する情報モラルの指導の徹底が重要となってきます。

指導においては、以下の点について配慮することが必要です。

- ① インターネット利用上の情報モラルに関する指導について、指導体制を見直すとともに、教育課程や指導計画に位置付け、組織的・計画的に実施する。
- ② 情報に関する内容を取り扱う教科等で、情報の収集・発信における個人の責任や情報のモラルについて理解を図る。
- ③ インターネット利用上のルールやマナーについて、学校（園）・学級便りや参観日等の様々な場面を通して、家庭・地域社会への啓発に努める。

(4) 参考資料等

- 人権教育（文部科学省HP）

※ 「インターネットによる人権侵害」に関する参考資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322252.htm



- インターネット上の人権侵害をなくしましょう（法務省HP）

※ SNS利用に関する啓発、啓発資料等

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>



10 多様な性

(1) これまでの取組

国の取組

年	取組等
平成16(2004)年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※一定の要件を満たした場合に、戸籍上の性別の変更が可能となった。
平成27(2015)年	「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知発出
令和2(2020)年	「労働施策総合推進法」改正 ※「パワーハラスメント防止のための指針」において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や、性的指向・性自認等の機微な個人情報について当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することをパワハラ該当例として明記
令和5(2023)年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行

(2) 現状と課題

人の性(セクシュアリティ)は、男性・女性の「生物学的性(生まれたときの身体の性別)」だけに分けられるものではなく、性のあり方は非常に複雑で多様なものです。

多様な性を表現することばとしてLGBTがありますが、近年は、LGBTに加え、「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の頭文字から「SOGI(ソジ/ソギ)」という略称も用いられます。

「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるかを指す概念で、異性愛、同性愛、両性愛のほか、男性・女性どちらに対しても恋愛感情等を抱かないということもあります。

「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのかを指す概念で、生物学的性と性自認が一致している、生物学的性に違和感をもち別の性別で生きたい・生きている、男性・女性のいずれかとは明確に認識していない、決められない、分からないなどがあります。

その中で、同性愛、両性愛等の性的指向の方や生物学的性と性自認が一致しない方等は、社会生活の中で、偏見の目にさらされたり、差別的な言動を受けたりする等、様々な人権に関わる問題に直面しています。また、カミングアウトされた性のあり方を本人の同意なく他人に伝えるアウティングが社会問題となっています。

なお、近年、お互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルであることを証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えており、当事者の方が生きやすい社会を支援する動きが広がっています。

性のあり方は、個人の尊厳に関わる重要な問題です。誰もが自分のセクシュアリティを尊重される、自分らしく生きられる社会をつくるためにも、多様な性について理解すること等が大切です。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、性的少数者の人権を守るために、性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくことが必要です。人はそれぞれ外見も考え方も違います。しかし、その違いを理由に偏見をもたれたり、差別されたりすることが少なくありません。これからは、このような違いも個性として捉え、互いに認め合うことの大切さを様々な場で指導していく必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 性的少数者に対する周囲の無理解や差別的扱いなどの問題を人権問題として認識することができるようにする。
- ② 性的少数者として悩んでいる幼児児童生徒がいる場合には、その悩みを十分に受け止め、偏見や中傷に傷付き、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。その際、プライバシーには十分配慮し、保護者や他の教職員、関係機関とも連携を図る。

(4) 参考資料等

- 性的マイノリティに関する施策（文部科学省HP）

- ※ 学校における対応等について 等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoy/1415166_00004.htm



- 人権同和教育課作成各種資料等（宮崎県教育研修センターHP）

- ※ 教職員向け資料「多様な性について理解を深めましょう」

- ※ 性的少数者（性的マイノリティ）相談対応マニュアル 等

<https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/jindoukyouiku/>



11 刑を終えて出所した人

(1) これまでの取組

国の取組

年	取組等
平成19(2007)年	「更生保護法」制定
平成24(2012)年	「再犯防止に向けた総合対策」
平成28(2016)年	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
平成29(2017)年	「再犯防止推進計画」策定
令和5(2023)年	「第二次再犯防止推進計画」策定

県の取組

年	取組等
令和2(2020)年	「宮崎県再犯防止推進計画」策定
令和6(2024)年	「第二次宮崎県再犯防止推進計画」策定

(2) 現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、本人の真摯な更生の意欲がある場合であっても、県民の意識の中に根強い偏見や差別意識があることから、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあり、出所後の適切な支援を受けられないまま、地域社会で孤立し、再び罪を犯す人もいます。

刑を終えて出所した人に対しては、保護司、更生保護女性会、BBS会*等の民間更生保護ボランティアや、就労を支援する協力雇用主、更生保護法人等によって支援が行われているほか、法務省では、犯罪や非行の防止と、罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くため、7月を強調月間とした「社会を明るくする運動」に取り組んでいます。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

*BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。(「法務省」HPより)

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、家庭・地域社会や行政機関とも連携を図り、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識を解消していくための教育を推進する必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 刑を終えて出所した人の更生のために、プライバシーを保護し、社会から排除しないという考え方に立つようにする。
- ② 幼児児童生徒の中で、刑に服している人や刑を終えて出所した人が家族にいる場合には、偏見や差別に傷付き、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。

(4) 参考資料等

- 「人権を学ぼう」コーナー（人権ライブラリー）

- ※ 刑を終えて出所した人やその家族

- ※ <https://www.jinken-library.jp/study/prisoner.php>



- 人権教育指導資料－社会教育－（みやざき学び応援ネット）

- ※ 4. 現状と課題「13. 刑を終えて出所した人に関する問題」

- ※ <https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/human.html>



12 北朝鮮当局による拉致問題等

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
平成17(2005)年	国連総会における「北朝鮮の人権状況に関する決議」 ※平成17年以降令和2年まで毎年採択

国の取組

年	取組等
平成15(2003)年	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(拉致被害者支援法)施行 ※平成27(2015)年に改正
平成18(2006)年	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)施行

(2) 現状と課題

平成14(2002)年9月の日朝首脳会議において、北朝鮮は長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪し、再発の防止を約束しました。政府が認定している拉致被害者は17人ですが、これまでに帰国した5人を除く拉致被害者の安否については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく説明がされておらず、政府は、拉致被害者の即時帰国、真相究明及び拉致実行犯の引渡しを強く要求しています。

政府が認定している拉致被害者(17人)のうち、原敕晃さんは、宮崎県内で拉致されています。また、民間団体の「特定失踪者問題調査会」では、拉致された疑いが否定できない失踪者(特定失踪者)として、本県関係者4人を含みリストを公開しています。

このような拉致問題等の真相を究明し、早期に全面解決するためには、県民一人ひとりが拉致問題等に対する関心と理解を一層深めていくことが重要となっています。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進することが重要です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 児童生徒の発達段階を考慮して、社会科や道徳科、学級活動、ホームルーム活動等と関連付けた指導を行い、拉致問題等についての理解を深めることができるようにする。
- ② 拉致問題等に関する学習を通して、児童生徒に人権の意義や重要性について理解を深めさせるとともに、様々な人権問題について関心が高まるように配慮する。
- ③ 拉致問題啓発ビデオ「めぐみ」等の政府が作成した資料を活用することにより、人権侵害を受けた人や家族の立場に立って理解できるようにし、拉致問題等の解決に関心をもとうとする態度を育てる。
 - ・ 社会科や道徳科、ホームルーム活動等での視聴
 - ・ 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日から16日まで)における視聴等

(4) 参考資料等

- 北朝鮮による日本人拉致問題（政府 拉致問題対策本部HP）

- ※ 拉致問題啓発活動資料（パンフレット）
- ※ 拉致被害者ご家族メッセージ
- ※ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 作文コンクール入賞作品集
- ※ アニメ「めぐみ」の無料ダウンロード など

<https://www.rachi.go.jp/index.html>



- 政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル（YouTube）

- ※ 北朝鮮による拉致問題を考える—日本の拉致被害者御家族の訴え—
- ※ 拉致問題に関する中学生サミット
- ※ アニメ「めぐみ」 など

<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>



- 「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する参考資料（文部科学省HP）

- ※ アニメ「めぐみ」を学校で活用する際の指導の参考になる資料
- ※ パンフレット・白書 など

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322255.htm



- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう（法務省HP）

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>



13 働く人

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
令和元(2019)年	「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の採択

国の取組

令和元(2019)年	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正 ※職場におけるパワー・ハラスメントについての防止措置が事業主に義務付けられた
令和4(2022)年	パワー・ハラスメントの雇用管理上の措置義務について中小事業主においても義務化

県の取組

令和6(2024)年	「宮崎県人権施策基本方針」(令和6年3月策定)
------------	-------------------------

(2) 現状と課題

企業等は、社会を構成する一員として、職場における人権が尊重される環境づくりを推進していくことが求められています。しかしながら、長時間労働や過重労働、職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(マタニティ・ハラスメント^{*1})等の各種ハラスメントが今も続いており、国籍や障がい、性的指向や性自認等を理由とした差別や偏見、不当な取扱いに加え、職場における立場を利用した性加害等も新たな問題となっています。そのほか、従業員等が、顧客等からの暴力や暴言、過剰な要求や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為を受ける、いわゆるカスタマー・ハラスメント^{*2}が近年問題となっています。

国においては、「男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法」において、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改定され、職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、労働者が事業主にハラスメントの相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いが禁止されるなど、ハラスメント対策が強化されています。また、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、平成31(2019)年4月より順次、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられています。

誰もが安心して、やりがいをもって働くことができる職場づくりを推進していくことが求められています。

^{*1} マタニティ・ハラスメント

「職場」において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」の就業環境が害されること。妊娠等の状態や育児休業制度等の利用等と嫌がらせ等となる行為の間に因果関係があるものがハラスメントに該当する。(「厚生労働省」HPより)

^{*2} カスタマー・ハラスメント

顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為。(「厚生労働省」HPより)

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、労働や労働環境等に対する理解を深めるための取組を推進することが重要です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 児童生徒の発達段階を考慮して、社会科や道徳科、学級活動、ホームルーム活動等と関連付けた指導を行い、労働環境等についての理解を深めることができるようにする。
- ② 労働環境等に関する学習を通して、児童生徒に人権の意義や重要性について理解を深めさせるとともに、様々な人権問題について関心が高まるように配慮する。

(4) 参考資料等

- 教職員課（宮崎県教育研修センターHP）

- ※ 学校における働き方改革推進プラン【第二期】

- <https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/kyousyokuin/>



- 「働き方改革」の実現に向けて（厚生労働省HP）

- ※ 「働き方改革」の目指すもの

- ※ 「働き方改革」の実現に向けた厚生労働省の取組み 等

- <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



- 職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/
妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）

(厚生労働省HP)

- ※ 職場におけるセクシュアルハラスメントについて

- ※ 職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
について

- ※ 職場におけるパワーハラスメントについて など

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



14 その他の問題

(1) 現状と課題

現代社会においては、これまで述べてきた問題以外にも、アイヌの人々に対する偏見や、ホームレスに対する人権侵害の問題、災害等に起因する人権問題（東日本大震災に伴う人権問題等）に関連する偏見や差別、自分の事柄を開示する「カミングアウト」に対して、他者に関するプライバシーを本人の承諾を得ずに曝す「アウティング」など、様々な人権に関する問題が存在しています。

今後、社会の急速な変化の中で、さらに新たな人権問題が発生してくる可能性があります。

(2) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、様々な人権問題を看過することがないようにそれぞれの問題の現状と課題を把握し、偏見や差別をなくし、一人一人の人権が尊重されるよう、状況に応じた教育を推進することが求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 人権侵害を受けた人の立場に立つことができる想像力や共感的に理解する力を培うようにする。
- ② 法の整備や人権擁護に関する国民の意識の高まりに関心を持ち、人権上の問題について理解しようとする態度を育てる。

(3) 参考資料等

- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう（法務省HP）

※ 課題、政府の取組 等

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00004.html



- 「人権を学ぼう」コーナー（人権ライブラリー）

※ ホームレス

<https://www.jinken-library.jp/study/homeless.php>



V 人権教育の評価

人権教育を一層充実させるためには、各学校（園）が人権教育の推進体制や指導内容、教職員自身の言動等について適切に評価を行い、その在り方を見直していく必要があります。前年度の取組をそのまま繰り返すことなく、取組の必要性や有効性等を客観的に評価し、今後の取組に反映できるよう、工夫改善していくことが求められます。

そのため、校長（園長）のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、目標の設定、指導計画の作成や教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行う必要があります。

各学校（園）においては、こうした人権教育の取組について、点検・評価を行い、その結果を基に見直し、保護者や地域の人々に積極的に情報提供するよう努めなければなりません。その際、学校評議員制度を活用したり、保護者や地域の人々の意見を聞く機会を設けたりするなどの工夫も考えられます。

評価の観点としては、次のようなものが考えられます。

I 推進体制の評価

	評 価 の 観 点	評 価
実 態 の 把 握	人権に関する幼児児童生徒の意識や行動について把握している。	
	幼児児童生徒の学力や進路希望について把握している。	
	幼児児童生徒の学校（園）・家庭での様子について把握している。	
	人権に関する保護者の意識や行動、思いや願いについて把握している。	
	地域の人々の人権に関する意識や取組の実態について把握している。	
目 標 ・ 方 針	学校（園）の教育目標や方針の中で、幼児児童生徒や家庭・地域社会の実態に応じた人権教育の目標や努力事項などが明示されている。	
	各教科・領域等における教育活動と人権教育との関連が、年間指導計画の中に位置付けている。	
	人権教育の目標や指導の重点が、全ての教職員に理解され、実践に結び付いている。	

	評 価 の 観 点	評 価
組 織 ・ 推 進 計 画	校内人権教育推進委員会などの組織が整備され、機能している。	
	人権教育を推進するための全体構想を作成している。	
	人権教育の取組について、常に点検・評価をし、それに基づく工夫・改善をしている。	
	幼児児童生徒の発達段階や実態に基づいた人権教育に関する適切な資料を計画的に収集し、整備している。	
	校種間の交流や連携による人権教育の取組が進められている。	
	家庭・地域社会や行政、NPO法人等との連携による人権教育の取組が進められている。	
教 職 員 研 修	研修内容が学校（園）の課題に沿ったものになっている。	
	研修内容や方法を工夫改善している。	
	研修内容を深めることができるような資料や教材の準備をしている。	
保 護 者 ・ 地 域 啓 発	P T A活動の計画の中に、人権教育に関する内容が位置付けている。	
	学校（園）・学級だよりやP T A新聞の発行などを通して、地域・地域社会に人権教育についての理解・啓発を図っている。	
	校外の研修会や家庭教育学級、学級懇談会などの機会を捉えて、人権教育についての理解・啓発を図っている。	

2 指導内容の評価

(例) 小学校高学年

	評価の観点		評価
人権尊重に関する正しい知識	① 人権に関わる概念	全ての人が幸せに生き、人として大切になれなければならないことを理解している。	
		全ての人が生まれながらにもっている基本的人権について理解している。	
	② 生命尊重	自他の生命は、かけがえのないものであることを理解している。	
	③ 自己理解・自尊感情	自分の可能性や能力・適性に気付いている。	
		家族や身近な人々から大切にされている自分に気付いている。	
	④ 他者理解	友達や身近な人の良さに気付き、協力し助け合うことの大切さを知っている。	
		様々な人々がいて、それぞれの思いや考え方が違うことに気付いている。	
	⑤ 人間関係の在り方	自分の思いや考えを、相手を尊重して伝えることの大切さについて理解している。	
		社会生活上のきまりやマナーを守ることの大切さを理解している。	
	⑥ 社会参加	集団の一員としての自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たすことの大切さを知っている。	
	⑦ 様々な人権課題	いじめや仲間はずしは、解決しなければならない重大な人権問題であることの大切さを知っている。	
		身近な生活の中の偏見や差別の不合理性を知り、一人一人が尊重される社会の実現を目指すことの大切さを知っている。	
		同和問題をはじめとする様々な人権課題があることを知っている。	
	⑧ 人権に関する歴史や条約、法令等	人権に関するきまりについて知っている。	

	評 価 の 観 点		評 価
人権尊重に関する望ましい価値観	① 生命あるもの全てが、かけがえのないものであることを認識し、生命を尊ぶ心をもとうとする。	生命の尊さを感じ取り、自他の生命を尊重している。	
	② あらゆる偏見や差別を許さずなくしていこうとする。	誰に対しても偏見をもったり、差別をしたりすることなく、公正、公平に接し、正義の実現に努めている。	
	③ 自他の違いを認め、尊重し、共に生きていく社会の実現を目指そうとする。	違いを認め、個性を尊重し、互いに協力し合って、差別のない共に生きる社会をつくっていこうとする。	
		我が国の文化や伝統に誇りをもち、全ての人々と共に生きていこうとする。	

	評 価 の 観 点		評 価
よりよい人間関係をつくるための技能	① 伝え合い分かり合うためのコミュニケーション能力	相手の立場になって話を聞くことができる。	
		自分も相手も大切にしたい自己表現ができる。	
	② 自他の要求を共に満たせる解決方法を見出し、それを実現させる能力	自分の言動を振り返ることができる。	
		相手の良さがわかるとともに、その人の立場に立って考えることができる。	
		それぞれの考えの違いを建設的に調整することができる。	
		いじめや差別をなくしていくことができる。	

3 配慮事項の評価

(例) 幼稚園・保育所・認定こども園等

	評価の観点	評価
基礎的 事項	基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもの気持ちを温かく受容し、個人差を考慮して、子どもが安定して行動できるようにしている。	
	子どもを取り巻く環境に十分留意し、快適に生活できるようにしている。	
健康	一人一人の子どもと教職員との温かい触れ合いの中で、日常生活の直接的な体験を通して、健康で安全な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を身に付けるようにしている。	
人間 関係	集団の中で、人と関わる力を育てることができるようになっている。	
	友達との関わりの中で、他の人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、豊かな心情が育つようにしている。	
環境	身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりできるようにしている。	
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりして、社会や自然の事象に関心をもつことができるようにしている。	
言葉	日常会話や絵本・童話などを通して、様々な言葉のきまりや面白さなどに気付き、言葉の感覚が豊かになるようにしている。	
	相手が嫌な気持ちになる言葉があることに気付くことができるようにしている。	
	教職員や友達と関わることを通して、言葉を交わす喜びを味わえるようにしている。	
表現	生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにし、様々な表現を楽しむことができるようにしている。	
	様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わうことができるようにしている。	

(例) 中学校

	評 価 の 観 点	評 価
学 習 指 導	一人一人の生徒の実態に配慮した「分かる授業」を行い、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、学力の向上が図られるようにしている。	
	個人の尊厳を重んじるとともに、科学的・合理的なものの見方、考え方を育てるようにしている。	
	生徒の主体的な学習を通して、認め合い、共に高め合うことができるようにしている。	
	学習の評価を指導に生かし、一人一人の学習意欲を高めるようにしている。	
	道徳科においては、人権教育と関連付けて指導が展開されるようにしている。	
	特別活動においては、生徒相互が協力し合い、諸問題への対応や解決の仕方を学ぶなど、具体的な活動を通して学ぶようにしている。	
	総合的な学習の時間等においては、社会体験や自然体験など、多様な体験活動を通して、生命を尊重し、共に生きようとする態度や行動につながる力を育成するようにしている。	
生 徒 指 導	心が触れ合う機会や場を設け、教職員と生徒及び生徒相互の人間関係が深まるようにしている。	
	家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や生活上のルールやマナーなどの社会規範を身に付けさせるために、全職員が一貫性をもって継続的に指導に取り組むようにしている。	
	偏見や差別の不合理性を理解させ、いじめ等の人権に関する問題の解決を図るようにしている。	
	配慮が必要な生徒について、全職員の共通理解の下、支援を行うようにしている。	
	生徒の言動の背景にある生活の実態を正しく把握するとともに、保護者の思いや願いを十分に受け止め、助言や指導を行うようにする。	

	評 価 の 観 点	評 価
進 路 指 導	人間としての望ましい生き方を考えさせるようにしている。	
	生徒自身が自分の可能性や能力・適性に気付くように、自己理解を深めさせるようにしている。	
	望ましい職業観・勤労観を育むキャリア教育を充実し、働くことの意義や職業についての理解を深めさせ、自らの進路を主体的に選択できるようにしている。	
	収集した情報を活用して、将来の夢や職業を思い描き、自分にふさわしい職業や仕事への関心・意欲が高められるようにしている。	
	集団の中で適応する力を育むために、家庭や地域社会等との連携を推進し、様々な人々との人間関係の構築が図られるようにしている。	
	進路決定については、生徒の希望や保護者の意見を尊重し、生徒の能力・適性、興味・関心等を把握した上で、適切な支援を行うようにしている。	
	進路に関する調査等の個人情報については、慎重に取り扱うようにしている。	
	入学者選抜（選考）試験等終了後、公平・公平な面接が行われたかどうかを生徒に確認し、違反質問と思われる事業があった場合には、迅速かつ的確に対応している。	
学 級 経 営	学校の教育目標や学年の指導方針等を踏まえ、生徒の発達段階や学級の実態に即して、人権教育に関わる学級経営の目標を設定し、具体化を図るようにしている。	
	一人一人の生徒の個性や能力を発揮できる場を設定し、学級の一員としての存在感をもつことができるようにしている。	
	生徒が相互に人権を尊重し合い、認め合うことができるように言葉遣いや掲示物などの教育環境を整えるようにしている。	

4 望ましい人間関係を育むための評価

(1) 幼児児童生徒の自己評価 (例)

幼稚園・保育所・認定こども園等

できたら、○をつけましょう↓

あさのかい かえりのかい	ともだちや せんせいに あいさつが できましたか。	
	せんせいの はなしを さいごまで きけましたか。	
いちにちの せいかつ を とおして	ともだちと なかよく あそべましたか。	
	きまりや やくそくを まもれましたか。	
	「ありがとう」や「ごめんなさい」が いえましたか。	
きゅう しょく ・ おやつ	「いただきます」や「ごちそうさまでした」が いえましたか。	
	みんなと なかよく たべることが できましたか。	
	みんなと いっしょに じゅんびや かたづけが できましたか。	

小学校下学年

できたら、○をつけましょう↓

あさ てあ 朝の出会い	とも せんせい あか げんき 友だちや先生に明るく元気なあいさつができましたか。	
あさ かい 朝の会	せんせい とも はなし き 先生や友だちの話 をさいごまで聞くことができましたか。	
じゅぎょうちゅう 授業中	せんせい とも はっぴょう き 先生や友だちの発表 をさいごまで聞くことができましたか。	
	とも 友だちのまがいやしっぱいをわらったり、せめたりしませんでしたか。	
	じぶん かんが おも い 自分で考えたことや思ったことをはっきりと言うことができましたか。	
きゅうしょく 給食	しょくじ まも たの た 食事のマナーを守って、楽しく食べることができましたか。	
	た かんしゃして食べることができましたか。	
ひるやす 昼休み	とも たの 友だちとなかよく楽しくすごすことができましたか。	
	ひとり とも こえ 一人でいる友だちがいたら、声をかけることができましたか。	
そうじ	みんなときょうりよくして、そうじをすることができましたか。	
かえ かい 帰りの会	せんせい とも はなし き 先生や友だちの話 をさいごまで聞くことができましたか。	
	いちにち じぶん とも 一日をふりかえり、自分や友だちのよさをみとめることができましたか。	
いちにち 一日の せいかつ 生活を ふりか えって	やす とも からだ ちょうし とも 休んだ友だちや体の調子がよくない友だちのことをしんぱいして、 やさしくすることができましたか。	
	とも い 友だちにいやなことを言ったり、したりしませんでしたか。	
	がっこう がっきゅう 学校や学級のきまりを守ることができましたか。	
	とも たす あ かかり とうばん かつどう 友だちと助け合って、係や当番の活動をするすることができましたか。	
	か 家ぞくやちいきのかたがたに、すすんであいさつができましたか。	

小学校上学年

できたら、【評価】の欄に○をつけましょう。

ひょうか
評価

	できたら、【評価】の欄に○をつけましょう。	ひょうか 評価
朝の出会い	友達や先生に明るく元気なあいさつができましたか。	
朝の会	先生や友達の話 ^{さいご} を最後まで聞くことができましたか。	
授業中	先生や友達 ^{さいご} の発表を最後まで聞くことができましたか。	
	友達のまちがいや失敗を笑ったり、責めたりしませんでしたか。	
	自分で考えたことや思ったことをはっきりと伝えることができましたか。	
給食	食事のマナーを守って、楽しく食べることができましたか。	
	^{かんしゃ} 感謝して食べることができましたか。	
昼休み	友達と仲良く楽しく過 ^す ごすことができましたか。	
	一人でいる友達がいたら、声をかけることができましたか。	
そうじ	みんなと協力して、そうじをすることができましたか。	
帰りの会	先生や友達の話 ^{さいご} を最後まで聞くことができましたか。	
	一日をふりかえり、自分や友達 ^{みと} のよさを認めることができましたか。	
一日の生活をふりかえって	欠席した友だちや体の調子がよくない友だちのことを ^{しんぱい} 心配して、やさしくすることができましたか。	
	友達が傷つく言葉を使ったり、友達がいやがったりすることをしませんでしたか。	
	学校や学級のきまりを守ることができましたか。	
	友達と助け合って、係や当番の活動をすることができましたか。	
	家族や地域 ^{いき} の方々に、進んであいさつができましたか。	

中学校

できたら、【評価】の欄に○をつけましょう。

		評価
朝の出会い	友達や先生に、自分から進んであいさつができましたか。	
朝の会	先生や友達の話最後まで聞くことができましたか。	
授業中	先生や友達の発表を最後まで聞くことができましたか。	
	友達と協力し、助け合いながら学習を進めることができましたか。	
	友達の思いや考えを尊重することはできましたか。	
	自分の思いや考えを分かりやすく発表することができましたか。	
給食	食事のマナーを守って、楽しく食べることができましたか。	
	感謝の気持ちをもって食べることができましたか。	
	準備や後片付けを協力して行うことができましたか。	
昼休み	友達と仲良く楽しく過ごすことができましたか。	
	一人でいる友達がいたら、声をかけることができましたか。	
清掃	友達と協力して清掃に取り組むことができましたか。	
帰りの会	先生や友達の話最後まで聞くことができましたか。	
	一日を振り返り、自分や友達のよさを認めることができましたか。	
一日の生活を通して	欠席した友だちや体調がよくない友達などを気づかい、思いやることができましたか。	
	係活動や当番活動の責任を果たすことができましたか。	
	時と場に応じて、自分の相手も大切に自己表現をすることができましたか。	
	家族や地域の方々に、進んであいさつができましたか。	

できたら、【評価】の欄に○をつけましょう。

	評 価 の 観 点	評価
朝の出会い	友達や先生に、自分から進んで挨拶ができましたか。	
朝の会 (SHR)	落ち着きのある学級の雰囲気づくりに努めることができましたか。	
	相手の立場や考えを尊重しながら話をしたり、聞いたりすることができましたか。	
授業中	時間を守り、私語を止めるなど授業を受ける準備ができましたか。	
	先生や友達の話真剣に聞くことができましたか。	
	友達と協力し、互いの意見を交換し合ったり、助け合ったりしながら、学習を進めることができましたか。	
	自分の思いや考えを分かりやすく発表することができましたか。	
清 掃	友達と協力して清掃に取り組むことができましたか。	
帰りの会 (SHR)	相手の立場や考えを尊重しながら話をしたり、聞いたりすることができましたか。	
	一日を振り返り、自分や友達のよさを認めることができましたか。	
一日の 生活を 通して	欠席した友だちや体調がよくない友達などを気づかい、思いやることができましたか。	
	係活動や当番活動の責任を果たすことができましたか。	
	時と場に応じて、自分の相手も大切にしたい自己表現をすることができましたか。	
	家族や地域の方々に、進んであいさつができましたか。	

(2) 教職員の自己評価 (例)

できたら、【評価】の欄に○をつけましょう。

	評 価 の 観 点	評 価
朝の出会い	児童生徒に自ら明るい挨拶をしたり、温かい言葉を掛けたりしている。	
朝の会 (SHR)	児童生徒の表情や健康状態を把握しながら、一人一人の氏名を点呼している。	
	前日に欠席した児童生徒に対して、温かく声を掛けている。	
授業中	指名するときは、必ず「さん」などを付けて呼んでいる。	
	教師や友達の話最後までしっかりと聞くようにさせている。	
	児童生徒一人一人にとって、分かる、できる授業を心がけている。	
	児童生徒が互いを認め合い、助け合いながら進める授業を心がけている。	
給食	食事のマナーを守らせるようにしている。	
	児童生徒とともに食事をし、温かい人間関係づくりに積極的に取り組んでいる。	
昼休み	孤立している児童生徒がいなくどうか配慮している。	
	児童生徒の相談に乗ったり、進んで声を掛けたりしている。	
清掃	児童生徒と共に清掃に取り組んでいる。	
	清掃することの喜びを味わわせるような手立てや清掃分担に十分配慮している。	
帰りの会 (SHR)	思いやりのある行動を紹介し、称賛している。	
	互いの良さを認め合う場を設定している。	
	今日一日の自分を振り返らせ、自分の在り方を考えさせている。	
一日の 生活を 通して	児童生徒の会話や行動の中に、気になる発言・言葉遣いや態度が見られなくどうか把握している。	
	日記や生活の記録などを活用し、児童生徒の悩みや人間関係を把握している。	
	机やノート等に落書きがないか気に掛けている。	
	様子が気になる児童生徒に対して、声を掛けるなどの配慮をしている。	

(3) 保護者の自己評価 (例)

できたら、【評価】の欄に○をつけましょう。

	振 り 返 り 項 目	評 価
1	家族に進んで挨拶をするとともに、子どもにも心掛けさせている。	
2	子どもの表情や健康状態を把握するように努めている。	
3	子どもの話を最後まで聞くようにしている。	
4	子どもに人の話を最後まで聞くように指導している。	
5	家族で会話をしながら食事をしている。	
6	子どもが地域の子どもたちと遊ぶように働きかけている。	
7	子どもに家事を分担させている。	
8	地域での清掃作業等の取組に家族で参加している。	
9	子どものテレビ・ゲーム・パソコン・携帯電話・スマートフォン等の利用状況について把握している。	
10	子どもの友人関係を把握している。	
11	家庭学習の習慣を身に付けさせている。	

(4) 人権を尊重する地域づくりのための評価 (例)

できたら、【評価】の欄に○をつけましょう。

	振 り 返 り 項 目	評 価
1	人権教育推進委員会のような学校（園）と地域をつなぐ組織が結成されている。	
2	地域の活動を知らせる広報誌などが発行されている。	
3	子どもや教育の問題について、学校（園）と地域が共に話し合う場がある。	
4	地域の人たちが交流できる様々な行事や催し等が行われている。	
5	地域の人材やボランティア団体等が有効に活用されている。	
6	地域の自然や歴史、産業、文化財や施設について認識し、十分に生かすことができている。	
7	子どもたちの生命や安全を守るための取組が組織的である。	
8	子どもの自然体験活動、ボランティア活動、子ども会などの交流活動がさかんである。	
9	学校（園）が取り組んでいる活動を地域住民はよく知っている。	
10	学校（園）の様々な活動に地域住民が参加・協力している。	
11	地域の学校（園）相互の交流はさかんである。	
12	地域での様々な交流活動に教職員が積極的に参加している。	
13	P T A活動がさかんである。	
14	地域住民同士の強いつながりがある。	
15	大人も子どもも挨拶をよく交わしている。	
16	子ども同士で遊んでいる姿をよく見かける。	
17	子どもたちは社会生活上のルールやマナーを守っている。	
18	地域での清掃作業等に家族で参加する人が多い。	